

裁判所職員の定員に関する根拠法令《現行》

	裁判所法 (昭和22年 4月16日法律第59号)	裁判所職員定員法 (昭和26年 3月30日法律第53号)	合計
裁判官	(第5条) 最高裁判所の裁判官 最高裁判所長官 1人 最高裁判所判事 14人		3,826人
	(第5条) 下級裁判所の裁判官 高等裁判所長官 ..... 8人 判事 ..... 2,155人 判事補 ..... 842人 簡易裁判所判事 ..... 806人 (員数は別に法律で定める)	(第1条) ..... 8人 ..... 2,155人 ..... 842人 ..... 806人 (計3,811人)	
一般職	(第65条の2) 裁判官以外の裁判所の職員 ..... (員数等は別に法律で定める)	(第2条) ..... 21,713人	21,713人
合計	15人	25,524人	25,539人

## 裁判所職員定員法改正に必要な経費

区 分		員 数 (人)	人件費 (千円)	物件費 (千円)	計 (千円)
一般職	増員分 (※)	14	[110, 529] 104, 731	- -	[110, 529] 104, 731
	定員合理化分及び 速記官振替分	△ 61	△ 343, 221	-	△ 343, 221
計		△ 47	[△ 232, 692] △ 238, 490	- -	[△ 232, 692] △ 238, 490

[ ] 内の金額は、平年度化して計算した金額である。

※ 速記官から家裁調査官への振替分を含む。

下級裁判所の裁判官の定員・現在員等内訳  
(官職別)

年 度	区 分	高 裁 長 官	判 事	判 事 補	簡 裁 判 事
平成27年度	定 員	8	1,953	1,000	806
	現 在 員	8	1,915	817	793
	欠 員	0	38	183	13
平成28年度	定 員	8	1,985	1,000	806
	現 在 員	8	1,958	794	773
	欠 員	0	27	206	33
平成29年度	定 員	8	2,035	977	806
	現 在 員	8	1,946	813	743
	欠 員	0	89	164	63
平成30年度	定 員	8	2,085	952	806
	現 在 員	8	1,972	779	712
	欠 員	0	113	173	94
令和元年度	定 員	8	2,125	927	806
	現 在 員	8	1,996	779	686
	欠 員	0	129	148	120
令和2年度	定 員	8	2,155	897	806
	現 在 員	8	2,027	747	667
	欠 員	0	128	150	139
令和3年度	定 員	8	2,155	897	806
	現 在 員	8	2,046	715	657
	欠 員	0	109	182	149
令和4年度	定 員	8	2,155	857	806
	現 在 員	8	2,066	681	646
	欠 員	0	89	176	160
令和5年度	定 員	8	2,155	842	806
	現 在 員	8	2,078	676	626
	欠 員	0	77	166	180
令和6年度	定 員	8	2,155	842	806
	現 在 員	8	2,057	673	647
	欠 員	0	98	169	159

\* 現在員は12月1日現在である。

## 1 地裁判事、判事補で簡裁判事を兼ねている者の数

(令和6年12月1日現在)

判 事	1, 2 5 4 人
判 事 補	3 4 0 人
合 計	1, 5 9 4 人

## 2 地裁判事、判事補で家裁判事、判事補を兼ねている者の数

(令和6年12月1日現在)

判 事	6 8 6 人
判 事 補	3 5 9 人
合 計	1, 0 4 5 人

## 裁判所職員の官職別定員・現在員等内訳

年 度	官 職	裁 判 官					裁判官以外の裁判所職員								合 計
		最高裁判所 最高裁判所 高裁長官	判 事	判 事 補	簡 裁 判 事	合 計	秘書官	書記官	家 裁 調査官 ( 補 )	事務官	速記官	その他	行 (二) 職 員		
平成 27 年度	定 員	23	1,953	1,000	806	3,782	23	9,771	1,596	9,316	225	326	697	21,954	
	現 在 員	23	1,915	817	793	3,548	23	9,706	1,574	9,286	199	241	586	21,615	
平成 28 年度	定 員	23	1,985	1,000	806	3,814	23	9,810	1,596	9,317	220	326	626	21,918	
	現 在 員	23	1,958	794	773	3,548	23	9,747	1,566	9,246	195	239	534	21,550	
平成 29 年度	定 員	23	2,035	977	806	3,841	23	9,834	1,596	9,334	215	326	555	21,883	
	現 在 員	23	1,946	813	743	3,525	23	9,776	1,567	9,284	193	238	487	21,568	
平成 30 年度	定 員	23	2,085	952	806	3,866	23	9,853	1,596	9,346	213	326	491	21,848	
	現 在 員	23	1,972	779	712	3,486	23	9,785	1,564	9,296	187	233	440	21,528	
令和元年度	定 員	23	2,125	927	806	3,881	23	9,868	1,596	9,370	211	326	441	21,835	
	現 在 員	23	1,996	779	686	3,484	23	9,794	1,563	9,341	177	230	402	21,530	
令和 2 年度	定 員	23	2,155	897	806	3,881	23	9,876	1,596	9,384	209	326	404	21,818	
	現 在 員	23	2,027	747	667	3,464	23	9,824	1,574	9,330	167	224	368	21,510	
令和 3 年度	定 員	23	2,155	897	806	3,881	23	9,878	1,596	9,392	207	326	379	21,801	
	現 在 員	23	2,046	715	657	3,441	23	9,803	1,579	9,385	159	218	332	21,499	
令和 4 年度	定 員	23	2,155	857	806	3,841	23	9,878	1,598	9,384	205	326	361	21,775	
	現 在 員	23	2,066	681	646	3,416	23	9,771	1,574	9,320	149	208	297	21,342	
令和 5 年度	定 員	23	2,155	842	806	3,826	23	9,878	1,598	9,376	200	326	343	21,744	
	現 在 員	23	2,078	676	626	3,403	23	9,754	1,580	9,278	139	209	259	21,242	
令和 6 年度	定 員	23	2,155	842	806	3,826	23	9,878	1,598	9,368	195	326	325	21,713	
	現 在 員	23	2,057	673	647	3,400	23	9,737	1,581	9,359	130	202	228	21,260	

年 度	官 職	そ の 他				合 計
		教 官	裁 判 所 調 査 官	技 官	医 療 職 員	
令和 6 年度	定 員	42	41	119	124	326
	現 在 員	26	26	101	49	202

\* 現在員は12月1日現在である。

# 裁判官の号別在職状況

(令和6年12月1日現在)

区 分		認証官	判 事	判事補	簡易裁判所判事	合 計
最高裁判所長官		1				1
最高裁判所判事		14				14
東京高等裁判所長官		1				1
その他の高等裁判所長官		7				7
判  事	1		136			136
	2		174			174
	3	特	379		5	384
	4	1	584		23	607
	5	2	311		180	491
	6	3	267		253	520
	7	4	148		151	299
	8		73			73
判  事  補		5			14	14
	1	6		193	6	199
	2	7		54		54
	3	8		68		68
	4	9		70		70
	5	10		57		57
	6	11		73		73
	7	12		77		77
	8	13				0
	9	14		81		81
	10	15				0
	11	16				0
12	17				0	
合 計		23	2,072	673	632	3,400

## 裁判官の年齢階層・男女別在職状況

年齢 年度	29歳以下		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平成27年度	173	77	579	302	616	209	786	110	661	35	2,815	733
平成28年度	174	87	564	290	631	222	758	119	666	37	2,793	755
平成29年度	162	84	566	288	643	228	721	131	668	34	2,760	765
平成30年度	148	75	544	281	667	234	693	137	661	46	2,713	773
令和元年度	153	64	529	285	657	239	682	147	676	52	2,697	787
令和2年度	146	69	511	265	670	256	648	149	694	56	2,669	795
令和3年度	147	73	483	255	667	267	642	159	686	62	2,625	816
令和4年度	153	69	434	247	668	279	667	164	665	70	2,587	829
令和5年度	152	76	418	229	661	283	672	176	666	70	2,569	834
令和6年度	150	85	402	225	651	276	681	189	666	75	2,550	850

(最高裁長官、最高裁判事及び高裁長官を含む。)

## 司法修習生考試に関する資料

実施年度	修習期	応募者数	合格者数	不合格者数		修習 終了者数
平成27年	68	1,799	1,766	33	1.83%	1,766
平成28年	69	1,816	1,762	54	2.97%	1,762
平成29年	70	1,579	1,563	16	1.01%	1,563
平成30年	71	1,533	1,517	16	1.04%	1,517
令和元年	72	1,495	1,487	8	0.54%	1,487
令和2年	73	1,479	1,468	11	0.74%	1,468
令和3年	74	1,463	1,458	5	0.34%	1,458
令和4年	75	1,331	1,325	6	0.45%	1,325
令和5年	76	1,397	1,391	6	0.43%	1,391

注 第77期司法修習終了日は、令和7年3月26日以降の予定であり、令和6年度分については更新できない。

## 令和6年司法修習終了者進路区分について

第77期司法修習終了日は、令和7年3月26日以降の予定であり、作成できない。

(参考) 令和5年司法修習終了者進路区分

## 第76期

終了者数	進路			
	判事補	検事	弁護士	その他
1,391 (387)	81 (34)	76 (31)	993 (254)	241 (68)

注(1) ( )は女性の数で、内数である。

(2) 修習終了直後の数による。

第77期司法修習終了者の裁判官志望者数等について

裁判官志望者数

司法修習生採用時 (令和6年3月21日)	判事補志望締切時 (令和7年1月24日)
182	92

裁判官任官者数

裁判官

裁判官任官者の年齢

(任官時現在)

最年少	
最年長	
平均年齢	

※ 第77期司法修習終了日は、令和7年3月26日以降の予定であり、裁判官志望者数以外の部分は作成できない。

※ (参考) 第76期司法修習終了者

- ・裁判官任官者数 81人
- ・裁判官任官者の年齢 (任官時現在)
  - 最年少 22歳
  - 最年長 43歳
  - 平均年齢 26.0歳

司法修習資金（及び平成 29 年度から実施の修習専念資金）の貸与申請者数、貸与金額別内数及び貸与率（平成 27 年度～令和 6 年度）

- 平成 27 年度（第 69 期）
  - ・ 貸与申請者数：1,205 名
  - ・ 第 69 期司法修習生数：1,787 名  
→ 貸与申請率：約 67.43%
  - ・ 貸与申請額内訳
    - 18 万円：51 名
    - 23 万円：894 名
    - 25 万 5 千円（住居加算）：207 名
    - 25 万 5 千円（扶養加算）：28 名
    - 28 万円：25 名
  
- 平成 28 年度（第 70 期）
  - ・ 貸与申請者数：993 名
  - ・ 第 70 期司法修習生数：1,530 名  
→ 貸与申請率：約 64.90%
  - ・ 貸与申請額内訳
    - 18 万円：33 名
    - 23 万円：847 名
    - 25 万 5 千円（住居加算）：78 名
    - 25 万 5 千円（扶養加算）：27 名
    - 28 万円：8 名
  
- 平成 29 年度（第 71 期）
  - ・ 貸与申請者数：543 名
  - ・ 第 71 期司法修習生数：1,516 名  
→ 貸与申請率：約 35.82%
  - ・ 貸与申請額内訳
    - 10 万円：515 名
    - 12 万 5 千円（扶養加算）：28 名
  
- 平成 30 年度（第 72 期）
  - ・ 貸与申請者数：499 名
  - ・ 第 72 期司法修習生数：1,482 名  
→ 貸与申請率：約 33.67%
  - ・ 貸与申請額内訳
    - 10 万円：475 名

12万5千円（扶養加算）：24名

- 令和元年度（第73期）
  - ・貸与申請者数：598名
  - ・第73期司法修習生数：1,473名  
→貸与申請率：約40.60%
  - ・貸与申請額内訳  
10万円：565名  
12万5千円（扶養加算）：33名
  
- 令和2年度（第74期）
  - ・貸与申請者数：629名
  - ・第74期司法修習生数：1,456名  
→貸与申請率：約43.20%
  - ・貸与申請額内訳  
10万円：595名  
12万5千円（扶養加算）：34名
  
- 令和3年度（第75期）
  - ・貸与申請者数：526名
  - ・第75期司法修習生数：1,328名  
→貸与申請率：約39.61%
  - ・貸与申請額内訳  
10万円：491名  
12万5千円（扶養加算）：35名
  
- 令和4年度（第76期）
  - ・貸与申請者数：611名
  - ・第76期司法修習生数：1,393名  
→貸与申請率：約43.86%
  - ・貸与申請額内訳  
10万円：557名  
12万5千円（扶養加算）：54名
  
- 令和5年度（第77期）
  - ・貸与申請者数：949名
  - ・第77期司法修習生数：1,830名  
→貸与申請率：約51.86%
  - ・貸与申請額内訳  
10万円：895名

12万5千円（扶養加算）：54名

- ※ 司法修習生採用発令日現在（平成28年度は採用発令日が日曜日のため翌日）で集計
- ※ 各期の貸与申請者数は貸与申請後に撤回した者を含めない数である。
- ※ 各期の貸与申請額内訳は貸与申請額を変更した者については変更後の貸与申請額の数である。
- ※ 各期の司法修習生数については、再採用者を含まない数である。
- ※ 令和6年度（第78期）については、司法修習生採用発令日が令和7年3月19日の予定であるため、現時点で集計できない。

司法修習生の兼業許可に関する資料

採用年度（修習期）	申請者数	)		
		許可	不許可	取下げ
平成26年度（第68期）	304	288	3	13
平成27年度（第69期）	326	315	5	6
平成28年度（第70期）	359	352	1	6
平成29年度（第71期）	262	256	1	5
平成30年度（第72期）	292	285	1	6
令和元年度（第73期）	262	254	0	8
令和2年度（第74期）	329	322	0	7
令和3年度（第75期）	327	320	3	4
令和4年度（第76期）	371	368	1	2

注1 第67期司法修習生から運用を緩和することとした兼業許可に係る数値である。

注2 数値は延べ人数であり、1人で複数の申請等した場合には、複数カウントされている。

注3 第77期司法修習終了日は、令和7年3月26日以降の予定であり、令和5年度分については更新できない。

### 裁判実務に携わっていない裁判官数

令和6年12月1日現在

		判 事	判事補	合 計
最高裁事務総局	局 長	6		6
	デジタル審議官	1		1
	課 長 等	26		26
	局 付 等	36	5	41
研修所（所長・教官等）		46		46
高等裁判所事務局長		8		8
合 計		123	5	128

最高裁判所の裁判所調査官については、上告審の裁判実務に関与していることから、除外した。

## 最高裁判所調査官の数

平成27年	39
平成28年	39
平成29年	39
平成30年	39
令和元年	39
令和2年	39
令和3年	39
令和4年	39
令和5年	39
令和6年	38 (人)

行政省庁等に勤務する者のうち、裁判官出身者の官職一覧表  
(令和6年12月1日現在)

省 庁 名 等	数	官 職 名	数
内 閣 官 房	1	副長官補付	1
内 閣 法 制 局	2	参事官	2
内 閣 府	2	公益認定等委員会事務局審査監督官	1
		再就職等監視委員会再就職等監察官	1
公正取引委員会	2	事務総局審判官	2
金 融 庁	11	審判官	2
		総合政策局付	1
		総合政策局総合政策課課長補佐	1
		総合政策局リスク分析総括課課長補佐	1
		企画市場局総務課課長補佐	2
		企画市場局企業開示課課長補佐	1
		証券取引等監視委員会事務局次長	1
		証券取引等監視委員会事務局証券調査官	1
		証券取引等監視委員会事務局証券検査課課長補佐	1
デ ジ タ ル 庁	2	統括官付参事官	1
		統括官付参事官付企画官	1
総 務 省	3	自治行政局行政課課長補佐	1
		総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課課長補佐	1
		行政不服審査会事務局総務課課長補佐	1
公害等調整委員会	3	事務局審査官	2
		事務局特別専門官	1
法 務 省	101	大臣官房審議官	2
		大臣官房参事官	2
		大臣官房会計課長	1
		大臣官房国際課付	1
		大臣官房司法法制部長	1
		大臣官房司法法制部参事官	1
		大臣官房司法法制部付	3
		民事局長	1
		民事局総務課長	1
		民事局民事第二課長	1
		民事局民事法制管理官	1
		民事局参事官	7
		民事局付	20
		刑事局付	2
		人権擁護局付	1
		訟務局長	1
		訟務局訟務企画課長	1
		訟務局民事訟務課長	1
		訟務局行政訟務課長	1
		訟務局民事訟務課民事訟務対策官	1
		訟務局付	18
		法務総合研究所教官	5
		法務局長	1
		法務局訟務部長	6
		法務局訟務部付	21

省 庁 名 等	数	官 職 名	数
外 務 省	11	総合外交政策局安全保障政策課課長補佐	1
		総合外交政策局安全保障政策課国際平和・安全保障協力室課長補佐	1
		北米局北米第二課課長補佐	1
		国際法局課長補佐	1
		領事局政策課ハーグ条約室課長補佐	1
		在中華人民共和国日本国大使館二等書記官	1
		在アメリカ合衆国日本国大使館二等書記官	1
		在カナダ日本国大使館二等書記官	1
		在ストラスブール日本国総領事館領事	1
		国際連合日本政府代表部一等書記官	1
在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官	1		
財 務 省	1	国際局開発政策課課長補佐	1
国 税 庁	6	国税不服審判所長	2
		国税不服審判所国税審判官	4
文 部 科 学 省	3	研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室長	1
		研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室事務官	2
厚 生 労 働 省	1	大臣官房総務課法務専門官	1
中央労働委員会	2	事務局特別専門官	2
農 林 水 産 省	2	大臣官房法務支援室長	1
		輸出・国際局知的財産課首席審判官	1
経 済 産 業 省	2	経済産業政策局産業資金課長補佐（法令担当）	1
		貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課特殊関税等調査室長補佐（国際法規等調査担当）	1
資源エネルギー庁	1	省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐（訟務担当）	1
国 土 交 通 省	2	大臣官房法務支援室長	1
		鉄道局国際課長補佐	1
衆 議 院 法 制 局	2	参事	2
国立国会図書館	1	参事	1
預 金 保 険 機 構	3	参与	3
日本司法支援センター	1	本部第二事業部国選弁護士課長	1
派 遣	3	国連事務局法務局（ウィーン市）派遣	1
		インドネシア共和国最高裁判所（ジャカルタ首都特別州）派遣	1
		カンボジア王国司法省（プノンペン市）派遣	1
計	168		168

## 行政機関等に勤務する者のうち、裁判官出身者の官職及び数

(令和6年12月1日現在)

機関・官職名	人数
国家公務員倫理審査会会長	1
公益認定等委員会委員	1
再就職等監視委員会委員長	1
退職手当審査会会長	1
政府調達苦情検討委員会委員長	1
公正取引委員会委員	1
行政不服審査会会長	1
情報公開・個人情報保護審査会会長	1
情報公開・個人情報保護審査会会長代理	1
国地方係争処理委員会委員長	1
国地方係争処理委員会委員	1
電気通信紛争処理委員会委員長	1
公害等調整委員会委員長	1
公害等調整委員会委員	1
中央更生保護審査会委員長	1
公安審査委員会委員長	1
難民審査参与員	10
認証審査参与員	1
関税等不服審査会委員	1
原子力損害賠償紛争審査会委員	2
労働保険審査会会長	1
労働保険審査会委員	1
社会保険審査会委員長	1
社会保険審査会委員	1
ハンセン病元患者家族補償金認定審査会会長	1
中央労働委員会会長代理	1
旧優生保護法一時金認定審査会会長	1
中央建設工事紛争審査会委員	2
公害健康被害補償不服審査会会長	1
公害健康被害補償不服審査会委員	1

(注) 裁判所において判明しているもののみ(非常勤を含む。)計上した。

「行政省庁等に勤務する者のうち、裁判官出身者の官職一覧表」に記載したものについては、計上していない。

## 裁判官と検察官の人事交流

年度	判→検 (人)	うち 訟務 検事	うち 捜査 公判 担当	うち 行政省庁別内訳	検→判 (人)	うち 訟務 検事	うち 捜査 公判 担当	うち 行政省庁別内訳
平成27年	56	23	0	公正取引委員会1、金融庁4、証券取引等監視委員会3、公害等調整委員会1、法務省10、外務省3、国税不服審判所5、文部科学省1、厚生労働省1、中央労働委員会2、農林水産省1、国土交通省1	54	19	0	内閣3、公正取引委員会1、金融庁4、証券取引等監視委員会3、公害等調整委員会1、法務省10、外務省3、国税不服審判所4、文部科学省1、厚生労働省1、中央労働委員会2、農林水産省1、国土交通省1
平成28年	52	19	0	内閣2、公正取引委員会1、金融庁4、証券取引等監視委員会1、総務省2、公害等調整委員会1、行政不服審査会1、法務省14、外務省2、財務省1、国税不服審判所1、経済産業省2、文部科学省1	43	12	0	内閣2、公正取引委員会1、金融庁3、証券取引等監視委員会1、総務省2、公害等調整委員会1、法務省13、外務省2、財務省1、国税不服審判所1、経済産業省2、文部科学省1、厚生労働省1
平成29年	59	17	0	再就職等監視委員会1、公正取引委員会1、金融庁5、証券取引等監視委員会3、総務省1、公害等調整委員会2、法務省14、外務省3、国税不服審判所5、文部科学省2、厚生労働省1、中央労働委員会2、農林水産省1、国土交通省1	56	17	0	公正取引委員会1、金融庁4、証券取引等監視委員会3、総務省1、公害等調整委員会2、法務省14、外務省3、国税不服審判所5、文部科学省2、中央労働委員会2、農林水産省1、国土交通省1
平成30年	54	20	0	内閣2、公正取引委員会1、金融庁4、証券取引等監視委員会1、総務省1、行政不服審査会1、法務省16、外務省2、財務省1、国税不服審判所1、文部科学省1、経済産業省3	46	20	0	内閣2、公正取引委員会1、金融庁4、証券取引等監視委員会1、総務省1、行政不服審査会1、法務省9、外務省2、財務省1、国税不服審判所1、文部科学省1、経済産業省2
令和元年	59	18	0	内閣1、公正取引委員会1、金融庁5、証券取引等監視委員会3、公害等調整委員会2、法務省15、外務省3、国税不服審判所5、文部科学省1、厚生労働省1、中央労働委員会2、農林水産省1、国土交通省1	56	17	0	公正取引委員会1、証券取引等監視委員会3、金融庁5、公害等調整委員会2、法務省14、外務省3、国税不服審判所5、文部科学省1、厚生労働省1、中央労働委員会2、農林水産省1、国土交通省1
令和2年	52	15	0	内閣1、公正取引委員会1、金融庁4、証券取引等監視委員会1、総務省3、公害等調整委員会1、法務省18、外務省2、財務省1、国税不服審判所1、中央労働委員会1、経済産業省3	50	15	0	内閣2、公正取引委員会1、金融庁4、証券取引等監視委員会1、総務省3、公害等調整委員会1、法務省15、外務省2、財務省1、国税不服審判所1、中央労働委員会1、経済産業省3
令和3年	50	14	0	内閣2、再就職等監視委員会1、公正取引委員会1、金融庁6、証券取引等監視委員会3、公害等調整委員会1、法務省8、外務省3、国税不服審判所5、文部科学省2、厚生労働省1、中央労働委員会1、農林水産省1、国土交通省1	51	14	0	内閣1、再就職等監視委員会1、公正取引委員会1、金融庁6、証券取引等監視委員会3、公害等調整委員会1、法務省10、外務省3、国税不服審判所5、文部科学省2、厚生労働省1、中央労働委員会1、農林水産省1、国土交通省1
令和4年	56	18	0	内閣1、公正取引委員会1、金融庁3、総務省3、公害等調整委員会2、法務省18、外務省2、財務省1、国税不服審判所1、文部科学省1、文化庁1、中央労働委員会1、経済産業省3	59	19	0	内閣1、公正取引委員会1、金融庁4、証券取引等監視委員会1、総務省3、公害等調整委員会2、法務省19、外務省2、財務省1、国税不服審判所1、文部科学省1、中央労働委員会1、経済産業省3
令和5年	52	14	0	内閣1、再就職等監視委員会1、公正取引委員会1、金融庁4、証券取引等監視委員会3、公害等調整委員会1、法務省13、外務省3、国税不服審判所5、文部科学省2、厚生労働省1、中央労働委員会1、農林水産省1、国土交通省1	52	14	0	内閣1、再就職等監視委員会1、公正取引委員会1、金融庁4、証券取引等監視委員会3、総務省1、公害等調整委員会1、法務省11、外務省3、国税不服審判所5、文部科学省2、厚生労働省1、中央労働委員会1、農林水産省2、国土交通省1
令和6年	55	20	0	内閣1、公正取引委員会1、金融庁4、証券取引等監視委員会1、デジタル庁2、総務省3、公害等調整委員会1、法務省12、外務省2、財務省1、国税不服審判所1、文部科学省1、中央労働委員会1、農林水産省1、経済産業省3	54	20	0	内閣1、公正取引委員会1、金融庁4、証券取引等監視委員会1、デジタル庁1、総務省3、公害等調整委員会1、法務省12、外務省2、財務省1、国税不服審判所1、文部科学省1、中央労働委員会1、農林水産省1、経済産業省3

(注) 各年度は12月31日現在、令和6年度は12月1日現在である。

## 裁判官の外部研修の概要（令和6年度）

## 1 民間企業

## (1) 報道機関（約10日間）

派遣先 読売新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、日本経済新聞社、  
共同通信社、時事通信社、産経新聞社、日本放送協会

派遣数 16名（各社2名）

## (2) 民間企業・長期（1年間）

派遣先 ENEOS株式会社 外8社

派遣数 計9名（各社1名）

## (3) 日本銀行（1年間）

派遣数 1名

## (4) 民間研究機関

派遣先 21世紀政策研究所（1年間）

派遣数 1名

## 2 行政機関

## (1) 行政官庁（2年間）

名称 内閣官房、公正取引委員会事務総局、金融庁、総務省、外務省、  
財務省、農林水産省、経済産業省

人数 計15名（内閣官房、公正取引委員会事務総局、外務省、財務省及び  
農林水産省各1名、金融庁に4名、総務省及び経済産業省に各3名）

## (2) 在外公館（2年間）

名称 在アメリカ合衆国日本国大使館、在カナダ日本国大使館

人数 計2名（各1名）

## 法科大学院に教員派遣した裁判官数（令和6年度）

派遣校	30校
派遣裁判官	51人

## 1 弁護士任官制度による弁護士から裁判官への任官者数

年 度		平27	28	29	30	令元	2	3	4	5	6
任 官 者		1 (0)	3 (2)	2 (0)	2 (1)	1 (0)	4 (1)	3 (0)	0 (0)	4 (4)	1 (0)
内 訳	判 事	1 (0)	3 (2)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	3 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)
	判事補	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)

注) ( )内は、民事調停官・家事調停官から裁判官への任官者数(弁護士任官制度による任官者数の内数)である。

注) 令和6年度は12月1日現在である。

## 2 任官時配属先

高裁判事 16 人

地裁判事 0 人

家裁判事 0 人

地裁判事補 5 人

## 調停官配置表

		民事調停官			家事調停官	総計
		地裁	簡裁	合計		
東京高裁	東京	13 (6)	13 (6)	26 (12)	14 (8)	40 (20)
	横浜		1	1	6 (2)	7 (2)
	川崎				1	1
	さいたま		1	1	4 (3)	5 (3)
	千葉		2	2	2 (2)	4 (2)
大阪高裁	大阪	4 (1)	4 (1)	8 (2)	11 (3)	19 (5)
	堺				1	1
	京都		1 (1)	1 (1)	4	5 (1)
	神戸		1	1	4	5
名古屋高裁	名古屋		4 (1)	4 (1)	8 (4)	12 (5)
広島高裁	広島		1	1	3	4
福岡高裁	福岡		3	3	3 (2)	6 (2)
	小倉				1 (1)	1 (1)
仙台高裁	仙台		2	2	2 (2)	4 (2)
札幌高裁	札幌		1	1	4 (3)	5 (3)
高松高裁	高松		1	1	1	2
合計		17 (7)	35 (9)	52 (16)	69 (30)	121 (46)

(参考)

- 1 令和6年12月1日現在である。
- 2 ( )内は女性のうち数である。

## 特例判事補の人数

年 度	平27	28	29	30	令元	2	3	4	5	6
人 数	373	356	382	379	390	376	368	342	324	319

## 司法修習終了年・期別の判事補現員数及び特例判事補の数

司法修習終了年	司法修習期別	判事補の現員数	特例判事補の数
平成26年	67期	72	72
27年	68期	70	70
28年	69期	58	58
29年	70期	49	49
30年	71期	70	70

(令和6年12月1日現在)

## 判事補の弁護士職務経験制度による弁護士職務従事者数

弁護士職務従事期間	人数
平成27年4月1日から同29年3月31日まで	11名 (全員裁判官に復帰済み)
平成28年4月1日から同30年3月31日まで	11名 (全員裁判官に復帰済み)
平成29年4月1日から同31年3月31日まで	12名 (全員裁判官に復帰済み)
平成30年4月1日から令和2年3月31日まで	12名 (全員裁判官に復帰済み)
平成31年4月1日から令和3年3月31日まで	14名 (全員裁判官に復帰済み)
令和2年4月1日から同4年3月31日まで	14名 (全員裁判官に復帰済み)
令和3年4月1日から同5年3月31日まで	13名 (全員裁判官に復帰済み)
令和4年4月1日から同6年3月31日まで	14名 (全員裁判官に復帰済み)
令和5年4月1日から同7年3月31日まで (予定)	10名
令和6年4月1日から同8年3月31日まで (予定)	10名

## ○判事・判事補が常駐していない全国地家裁支部

さいたま地家裁秩父支部
千葉地家裁館山支部
千葉地家裁佐原支部
水戸地家裁麻生支部
前橋地家裁沼田支部
神戸地家裁柏原支部
和歌山地家裁御坊支部
金沢地家裁輪島支部
富山地家裁魚津支部
岡山地家裁新見支部
鳥取地家裁倉吉支部
松江地家裁益田支部
松江地家裁西郷支部
福岡地家裁八女支部
長崎地家裁平戸支部
長崎地家裁壱岐支部
大分地家裁佐伯支部
大分地家裁竹田支部
熊本地家裁山鹿支部
熊本地家裁阿蘇支部
鹿児島地家裁知覧支部
仙台地家裁登米支部
山形地家裁新庄支部
盛岡地家裁二戸支部
盛岡地家裁宮古支部
盛岡地家裁水沢支部
秋田地家裁本荘支部
青森地家裁五所川原支部
青森地家裁十和田支部
札幌地家裁滝川支部
札幌地家裁浦河支部
札幌地家裁岩内支部
函館地家裁江差支部
旭川地家裁名寄支部
旭川地家裁紋別支部
旭川地家裁留萌支部
旭川地家裁稚内支部
釧路地家裁網走支部
釧路地家裁根室支部
高松地家裁観音寺支部
徳島地家裁阿南支部
徳島地家裁美馬支部
高知地家裁須崎支部
高知地家裁安芸支部

※令和7年2月1日現在

## 裁判官の育児休業、介護休暇、配偶者同行休業取得者数及び育児休業取得率

## 1 育児休業

## (1) 新規取得者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性	15	31	33	23	43
女性	37	30	38	37	37

## (2) 取得率

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性	20.5%	36.9%	55.0%	41.8%	78.2%
女性	97.4%	100.0%	95.0%	100.0%	97.4%

## 2 介護休暇取得者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性	0	0	1	1	0
女性	0	0	0	0	1

## 3 配偶者同行休業新規取得者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性	2	0	1	0	1
女性	0	1	3	2	4

## 裁判官の退職者数

	定年	定年以外	合計
平成27年度	52	48	100
平成28年度	41	51	92
平成29年度	81	57	138
平成30年度	79	58	137
令和元年度	67	46	113
令和2年度	72	51	123
令和3年度	70	66	136
令和4年度	84	63	147
令和5年度	65	67	132
令和6年度	70	33	103

令和6年度は見込みである。

## 裁判官分限事件数

	件数	結果
平成27年度	0件	
平成28年度	0件	
平成29年度	0件	
平成30年度	2件	いずれも戒告
令和元年度	0件	
令和2年度	1件	戒告
令和3年度	0件	
令和4年度	0件	
令和5年度	0件	
令和6年度	0件	

注1 各年度（各年4月から翌年3月まで）中に分限事件についての決定がされた件数及びその結果を記載したもの

注2 令和6年度は令和6年4月から令和6年12月までの分を記載している。

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果

下級裁判所裁判官指名諮問委員会は第1回委員会が平成15年6月9日に開催されて以来、昨年12月6日までに計117回開催されている（平成15年 計6回、平成16年 計8回、平成17年 計5回、平成18年 計7回、平成19年から平成26年まで 各計5回、平成27年 計6回、平成28年から令和2年まで 各計5回、令和3年 計4回、令和4年 計6回、令和5年 計6回、令和6年 計4回）。

昨年1月から12月までの間において、最高裁判所から委員会に諮問された指名候補者は、再任及び判事任命候補者、弁護士からの任官候補者等の合計271人であった。委員会は、そのうち、本人からの取下げ等により答申に至らなかった者5人を除く合計266人について審議を行い、260人については指名するのを適と、6人については不適と答申した。

## 簡易裁判所判事の任命状況(令和6年度)

裁判所法44条任命	6人
裁判所法45条任命	43人

## 経歴内訳

裁判官等	書記官	その他の裁判所職員	その他
6人	41人	0人	2人

※令和6年1月から12月までの合計

### 定員合理化計画への協力による減員数

計画次	年度	減員数	対象官職	内訳
平成27年度以降の 定員合理化計画	27	71	技能労務職員	最高裁及び 下級裁判所
	28	71		
	29	71		
	30	70	事務官 技能労務職員	
	令和元	70		
令和2年度以降の 定員合理化計画	2	57	事務官 技能労務職員	最高裁及び 下級裁判所
	3	56		
	4	65		
	5	65		
	6	70		下級裁判所
令和7年度以降の 定員合理化計画	7(案)	56	事務官 技能労務職員	下級裁判所



裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所生の数

令和6年度 449人（うち女性266人）

（入所前官職の内訳）事務官等から入所 449人

速記官から入所 0人

裁判所書記官任官者の数

令和6年度

裁判所書記官養成課程修了による裁判所書記官任官者

261人（うち女性153人）

任用試験合格による裁判所書記官任官者

60人（うち女性 33人）

裁判所書記官任官者合計

321人（うち女性186人）

（任官前官職の内訳）事務官等から任官 321人

速記官から任官 0人

## 裁判所職員総合研修所家庭裁判所調査官養成課程入生の数

令和6年度 108人 (うち女性 87人)

## 研修を経て家庭裁判所調査官として任官した者の数

令和6年度 50人 (うち女性 42人)

他省庁等から裁判所への出向者数、裁判所から他省庁等への出向者数（機関別）

（令和6年度）

1 裁判所に勤務する者のうち、行政省庁等の職員出身者数（機関別）

人事院	1人
国税庁	4人
特許庁	19人
国土交通省	1人

2 行政省庁等に勤務する者のうち、裁判所職員出身者数（機関別）

衆議院	1人
参議院	1人
裁判官訴追委員会	2人
人事院	1人
公正取引委員会	1人
金融庁	2人
デジタル庁	5人
公害等調整委員会	2人
外務省	1人
東京国税不服審判所	2人
関東信越国税不服審判所	1人
大阪国税不服審判所	1人
名古屋国税不服審判所	1人
広島国税不服審判所	1人
文部科学省（原子力損害賠償紛争和解仲介室）	3人
国土交通省	1人
預金保険機構	2人
日本司法支援センター	3人

裁判官以外の職員の育児休業・介護休暇・配偶者同行休業取得者数及び育児休業取得率

1 育児休業

(1) 新規取得者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性	146	184	202	216	206
女性	378	387	307	305	302

(2) 取得率

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性	45.9%	62.4%	71.6%	84.7%	82.4%
女性	100.0%	100.0%	100.0%	99.7%	99.7%

2 介護休暇取得者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性	12	11	10	10	18
女性	23	21	22	22	28

3 配偶者同行休業新規取得者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性	1	0	0	0	0
女性	4	2	10	4	6

## 裁判官以外の職員の退職者数

	定 年	定年以外	合 計
平成27年度	304	507	811
平成28年度	287	553	840
平成29年度	340	577	917
平成30年度	441	610	1,051
令和元年度	471	609	1,080
令和2年度	487	613	1,100
令和3年度	532	607	1,139
令和4年度	566	595	1,161
令和5年度	124	677	801
令和6年度	568	609	1,177

※令和6年度は見込みである。

## 1 裁判官以外の職員の臨時的任用者数

平成27年	289人
平成28年	287人
平成29年	277人
平成30年	312人
平成31年(令和元年)	311人
令和2年	317人
令和3年	294人
令和4年	298人
令和5年	293人
令和6年	314人

(注) いずれも1月1日～12月31日の期間に育休を開始した職員の代替として臨時的任用及び任期付採用を開始した人員数である。

## 2 裁判官以外の職員の再任用者数

平成27年度	651人
平成28年度	693人
平成29年度	737人
平成30年度	779人
令和元年度	904人
令和2年度	1013人
令和3年度	1129人
令和4年度	1288人
令和5年度	1451人
令和6年度	1161人

## 執行官の数(所属庁別)

年度 庁名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 国	400	370	338	318	286	270	259	258	246	245
東 京	36	30	25	25	22	21	20	20	20	20
横 浜	19	18	17	17	16	15	14	15	15	15
さいたま	18	17	15	13	12	12	12	12	11	11
千 葉	19	17	16	15	14	14	13	13	12	12
水 戸	10	9	9	9	8	8	7	6	6	6
宇 都 宮	7	7	6	6	5	4	4	4	4	4
前 橋	9	7	6	6	6	6	6	5	4	4
静 岡	10	10	9	9	8	8	8	8	7	7
甲 府	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
長 野	7	7	6	6	6	5	5	5	4	4
新 潟	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5
大 阪	30	28	28	23	22	22	21	22	21	21
京 都	9	8	8	6	5	5	5	5	5	5
神 戸	20	18	16	15	13	12	11	11	11	11
奈 良	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3
大 津	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3
和 歌 山	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3
名 古 屋	17	16	13	12	12	11	11	12	11	11
津	6	6	4	5	5	4	4	4	4	4
岐 阜	6	6	5	4	3	4	4	3	3	3
福 井	3	3	3	2	2	2	2	3	2	2
金 沢	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3
富 山	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
広 島	9	8	7	7	6	5	4	4	4	4
山 口	5	5	5	5	5	5	4	4	3	3
岡 山	7	5	5	5	5	4	4	3	3	3
鳥 取	3	3	3	3	3	2	2	2	1	1
松 江	3	2	2	2	2	2	2	1	1	1
福 岡	16	15	14	13	10	8	8	8	8	8
佐 賀	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2
長 崎	4	4	4	4	3	3	3	3	2	2
大 分	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
熊 本	8	8	6	5	4	4	3	3	3	3
鹿 児 島	7	6	6	6	5	4	4	3	3	3
宮 崎	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3
那 覇	7	7	5	5	4	3	3	3	3	3
仙 台	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
福 島	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4
山 形	3	3	3	3	2	2	2	2	3	2
盛 岡	4	4	4	4	3	2	3	3	3	3
秋 田	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2
青 森	5	5	5	5	3	4	4	4	4	4
札 幌	12	11	11	11	10	9	9	9	9	9
函 館	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1
旭 川	4	4	3	3	3	2	2	4	2	2
釧 路	3	4	4	4	3	3	3	3	3	3
高 松	4	3	3	2	2	2	2	2	2	2
徳 島	4	3	2	2	2	2	2	2	2	2
高 知	4	4	3	3	3	2	2	2	2	2
松 山	6	4	4	3	3	3	3	3	3	3

(注) 各年の4月1日現在の人数である。

執行官法第8条による手数料収入額(所属庁別)

(単位千円)

年度 庁名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 国	6,474,293	5,861,828	5,543,792	5,160,500	4,998,116	4,614,555	5,197,021	4,557,050	4,829,725	5,051,187
東 京	735,481	661,910	615,349	601,366	624,336	549,712	650,907	601,933	597,648	603,246
横 浜	459,611	449,205	448,706	424,814	424,374	358,366	455,107	365,734	390,869	398,382
さいたま	395,158	376,799	360,975	359,401	334,642	298,798	368,555	287,826	295,878	311,108
千 葉	354,619	301,138	328,210	294,072	269,680	244,145	303,416	261,387	281,661	280,820
水 戸	202,957	165,390	156,238	139,630	147,129	120,185	143,726	128,847	132,834	146,112
宇 都 宮	116,299	105,483	100,527	98,057	92,519	88,895	96,230	92,899	92,506	92,114
前 橋	120,597	110,428	101,278	90,515	87,339	80,176	102,225	98,571	120,797	93,837
静 岡	194,957	186,509	172,030	148,546	136,740	132,430	136,549	137,190	128,428	139,388
甲 府	76,418	61,043	61,522	54,957	56,835	62,714	66,409	62,976	60,018	51,655
長 野	99,922	94,033	77,430	76,372	67,252	55,150	64,037	53,869	51,847	56,746
新 潟	95,091	90,669	81,095	75,551	74,436	66,755	62,902	65,356	61,403	66,493
大 阪	620,776	580,758	559,209	507,734	498,471	437,840	507,072	378,736	450,005	440,374
京 都	142,648	130,709	114,910	104,451	95,561	94,157	97,968	85,178	80,985	95,539
神 戸	338,872	314,863	266,126	233,440	219,876	206,246	263,173	212,393	220,411	237,328
奈 良	66,998	50,606	56,833	53,562	48,137	42,022	37,532	37,856	44,418	45,079
大 津	76,246	65,963	83,152	62,523	52,734	49,202	54,783	50,372	63,534	70,088
和 歌 山	53,647	55,388	50,724	47,964	37,791	39,625	38,811	35,730	36,124	32,760
名 古 屋	303,339	273,671	279,904	259,145	246,282	235,078	236,579	241,941	272,278	298,550
津	88,983	84,644	75,823	77,157	79,529	69,179	59,688	57,952	60,817	60,203
岐 阜	95,715	90,084	74,920	79,340	81,190	71,776	75,181	61,029	63,536	66,293
福 井	39,466	35,752	29,913	20,729	23,610	21,355	20,941	20,640	19,220	23,081
金 沢	56,404	43,666	45,719	40,552	37,301	30,874	41,135	29,281	33,361	25,001
富 山	37,190	29,170	27,592	29,652	24,694	25,720	26,526	22,569	23,693	26,740
広 島	106,586	89,825	90,068	93,064	99,303	91,872	88,254	83,880	83,761	98,058
山 口	61,422	54,112	44,893	47,212	43,796	42,811	48,996	39,011	43,323	54,301
岡 山	78,844	73,661	65,112	59,160	55,768	58,563	58,899	50,133	59,675	69,781
鳥 取	20,249	15,201	13,521	12,187	9,187	10,814	11,134	9,485	13,698	14,184
松 江	22,019	20,139	15,138	15,844	14,853	15,303	10,614	12,804	10,358	14,231
福 岡	276,074	252,234	226,124	211,747	196,258	203,741	214,538	192,516	215,649	243,769
佐 賀	41,376	40,553	36,776	26,742	24,582	21,113	28,600	26,156	19,817	21,108
長 崎	48,666	34,912	34,544	36,076	28,757	27,560	26,085	28,626	32,816	31,396
大 分	46,135	44,235	32,605	32,432	33,568	31,118	35,631	30,794	36,809	39,245
熊 本	67,207	48,672	52,566	48,091	45,901	46,168	43,642	40,202	43,309	44,827
鹿 児 島	71,946	62,820	75,013	68,776	71,240	77,916	63,178	50,580	56,706	58,883
宮 崎	48,497	43,380	33,742	32,032	29,923	28,817	28,156	34,128	37,437	36,200
那 覇	64,371	61,451	52,533	44,809	42,854	51,233	59,441	49,244	58,603	61,998
仙 台	92,639	72,837	77,802	71,560	72,068	73,072	79,536	69,592	71,980	84,332
福 島	62,813	62,483	65,545	60,191	60,724	55,571	54,926	58,639	57,411	58,819
山 形	38,611	34,608	27,524	29,956	25,002	21,313	26,661	24,498	23,458	27,443
盛 岡	52,952	44,637	34,402	36,515	32,225	28,497	24,683	21,048	21,110	33,509
秋 田	40,655	39,679	36,510	32,424	27,694	29,086	32,088	32,340	36,881	39,343
青 森	58,272	55,577	44,217	46,174	41,509	37,401	39,346	40,814	35,685	42,300
札 幌	128,970	114,189	104,724	83,616	98,135	92,870	98,932	90,416	96,637	123,151
函 館	21,054	17,246	17,555	15,275	13,923	13,859	16,048	16,321	20,284	12,280
旭 川	22,095	20,833	17,495	15,920	17,874	13,292	12,589	13,990	13,568	16,639
釧 路	28,614	33,323	28,494	23,967	20,339	22,392	22,536	19,511	22,200	19,304
高 松	53,884	45,912	38,989	41,963	39,363	38,589	45,201	41,097	43,421	44,316
徳 島	37,616	28,718	30,486	26,009	25,087	28,170	31,761	24,589	27,530	25,387
高 知	36,776	28,752	22,030	21,971	23,239	25,746	27,506	18,560	19,335	17,621
松 山	74,531	63,937	57,174	47,234	44,462	47,246	58,564	47,793	45,969	57,801

- (注1) 令和6年の数値は、速報値である。
- (注2) 執行官事務取扱書記官が処理した事務に係る国庫の収入とされた手数料は含まない数値である。
- (注3) 全国の数値は、千円未満の金額を含めて集計しているため、各庁の合計額とは一致しない。

## 速記官の庁別配置状況

(単位：人)

東京地裁	37
横浜地裁	6
さいたま地裁	4
千葉地裁	0
水戸地裁	2
宇都宮地裁	0
前橋地裁	3
静岡地裁	0
甲府地裁	3
長野地裁	0
新潟地裁	0
大阪地裁	13
京都地裁	3
神戸地裁	5
奈良地裁	1
大津地裁	2
和歌山地裁	0
名古屋地裁	10
津地裁	1
岐阜地裁	0
福井地裁	0
金沢地裁	0
富山地裁	0
広島地裁	4
山口地裁	1

岡山地裁	0
鳥取地裁	0
松江地裁	0
福岡地裁	7
佐賀地裁	3
長崎地裁	1
大分地裁	1
熊本地裁	0
鹿児島地裁	2
宮崎地裁	1
那覇地裁	0
仙台地裁	2
福島地裁	1
山形地裁	0
盛岡地裁	0
秋田地裁	1
青森地裁	0
札幌地裁	8
函館地裁	1
旭川地裁	0
釧路地裁	1
高松地裁	2
徳島地裁	0
高知地裁	2
松山地裁	2
合計	130

速記官から書記官その他の裁判所職員への転官数の推移及び内訳  
(平成10年度～令和6年度)

(単位：人)

年度	転官者数	内訳		
		研修による 書記官転官	試験による 書記官転官	その他転官
平成10年	59	40	19	0
11年	57	43	14	0
12年	47	27	20	0
13年	36	15	21	0
14年	23	14	7	2
15年	22	15	7	0
16年	18	14	4	0
17年	24	20	3	1
18年	19	15	2	2
19年	6	5	1	0
20年	5	5	0	0
21年	17	15	0	2
22年	0	0	0	0
23年	0	0	0	0
24年	0	0	0	0
25年	0	0	0	0
26年	0	0	0	0
27年	0	0	0	0
28年	0	0	0	0
29年	0	0	0	0
30年	0	0	0	0
令和 元年	0	0	0	0
2年	0	0	0	0
3年	0	0	0	0
4年	0	0	0	0
5年	0	0	0	0
6年	0	0	0	0

速記官の退職者数  
(平成27年度～令和6年度)

(単位：人)

年 度	退 職 者 数
27年	11
28年	10
29年	23
30年	25
令和 元年	25
2年	27
3年	29
4年	36
5年	26
6年	27

令和6年度は、見込みである。

証人等証拠調べの数と録音反訳にされた件数、録音反訳率(民事・刑事別、平成27年度～令和6年度)

会計年度	証人等調べの人数(A)			録音反訳が利用された証人等調べの人数(B)			録音反訳率(B/A×100)		
	民事	刑事	合計	民事	刑事	合計	民事	刑事	合計
平成27年度	47,458	97,454	144,912	35,037	12,903	47,940	73.83%	13.24%	33.08%
平成28年度	46,939	92,607	139,546	34,271	12,656	46,927	73.01%	13.67%	33.63%
平成29年度	45,316	87,303	132,619	33,330	11,970	45,300	73.55%	13.71%	34.16%
平成30年度	41,160	86,884	128,044	30,748	11,576	42,324	74.70%	13.32%	33.05%
令和元年度	39,823	83,107	122,930	29,778	12,169	41,947	74.78%	14.64%	34.12%
令和2年度	30,439	78,269	108,708	22,498	11,898	34,396	73.91%	15.20%	31.64%
令和3年度	39,494	77,401	116,895	29,834	12,265	42,099	75.54%	15.85%	36.01%
令和4年度	37,815	71,105	108,920	29,029	11,751	40,780	76.77%	16.53%	37.44%
令和5年度	33,579	74,588	108,167	25,954	12,343	38,297	77.29%	16.55%	35.41%
令和6年度	25,265	56,983	82,248	20,176	9,451	29,627	79.86%	16.59%	36.02%

※ 令和6年度は12月末現在

## 録音反訳委託費予算の推移

(単位：千円)

年 度	予算額
平成27年度	523,843
平成28年度	505,917
平成29年度	474,187
平成30年度	416,734
令和元年度	396,915
令和2年度	384,735
令和3年度	355,239
令和4年度	340,209
令和5年度	328,508
令和6年度	328,508
令和7年度	341,635

1 録音反訳方式により反訳を行う場合の反訳料金

1時間6,200円から11,600円程度。

急を要する事案等に応じて1分当たりの反訳料金の単価が異なる。

2 反訳にかかる時間

録音反訳方式による反訳書の提出期限は、録音反訳業務委託契約書（以下「本件契約」という。）に定められている。

本件契約においては、反訳書の提出期限を、発注が完了した日の翌日から起算して10日以内と定めている。

なお、本件契約においては、急を要する事案等に応じて上記とは別の提出期限を定めている。

### 法廷で使用されているコンピュータ内蔵の速記タイプの使用届出数

コンピュータ内蔵の速記タイプ（ステンチュラ）の使用届を提出している速記官は、令和6年8月1日現在で127人である。

## 民事通常訴訟事件の新受、既済及び未済件数（審級別、終局区分別）

	第一審					
	簡易裁判所			地方裁判所		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成27年	321,666	319,090	71,339	143,817	140,973	99,943
平成28年	326,170	326,621	70,888	148,307	148,023	100,227
平成29年	336,384	337,142	70,130	146,680	145,983	100,924
平成30年	341,349	339,102	72,377	138,444	138,684	100,685
令和元年	344,101	337,799	78,679	134,935	131,558	104,062
令和2年	309,364	295,368	92,674	133,430	122,763	114,729
令和3年	322,673	328,040	87,307	130,861	139,020	106,570
令和4年	326,443	328,147	85,602	126,664	131,803	101,431
令和5年	376,556	364,368	97,790	135,673	137,607	99,496
令和6年	421,619	409,643	109,772	141,525	139,347	101,667

（注） 令和6年の数値は、速報値である。

	第一審簡易裁判所既済件数				
		判決	和解	取下げ	その他
平成27年	319,090	127,930	39,710	93,356	58,094
平成28年	326,621	131,705	39,370	98,485	57,061
平成29年	337,142	136,217	37,672	109,274	53,979
平成30年	339,102	137,704	35,283	114,088	52,027
令和元年	337,799	139,843	34,353	111,762	51,841
令和2年	295,368	120,358	27,163	104,120	43,727
令和3年	328,040	146,519	26,928	106,178	48,415
令和4年	328,147	148,668	24,222	106,868	48,389
令和5年	364,368	166,977	25,950	120,416	51,025
令和6年	409,643	189,448	29,009	133,022	58,164

（注） 令和6年の数値は、速報値である。

	第一審地方裁判所既済件数				
		判決	和解	取下げ	その他
平成27年	140,973	59,866	50,693	24,513	5,901
平成28年	148,023	61,323	52,960	23,686	10,054
平成29年	145,983	58,642	53,036	21,045	13,260
平成30年	138,684	57,370	51,448	19,805	10,061
令和元年	131,558	57,548	50,626	19,409	3,975
令和2年	122,763	53,084	43,366	22,381	3,932
令和3年	139,020	59,988	51,241	23,178	4,613
令和4年	131,803	60,309	43,268	23,887	4,339
令和5年	137,607	67,983	44,912	20,691	4,021
令和6年	139,347	70,412	44,077	19,541	5,317

（注） 令和6年の数値は、速報値である。

	控訴審					
	地方裁判所			高等裁判所		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成27年	5,895	6,454	2,271	15,067	15,612	5,655
平成28年	5,061	5,552	1,780	14,145	14,415	5,385
平成29年	5,134	5,166	1,748	13,584	13,744	5,225
平成30年	4,404	4,626	1,526	12,567	12,922	4,870
令和元年	3,999	3,944	1,581	12,416	12,228	5,058
令和2年	3,710	3,638	1,653	10,760	10,398	5,420
令和3年	4,319	4,273	1,699	12,915	12,110	6,225
令和4年	4,031	4,242	1,488	13,480	13,439	6,266
令和5年	3,889	3,900	1,477	13,275	13,535	6,006
令和6年	3,844	3,886	1,435	12,661	13,036	5,631

(注) 令和6年の数値は、速報値である。

	控訴審地方裁判所既済件数				
		判決	和解	取下げ	その他
平成27年	6,454	3,248	1,728	987	491
平成28年	5,552	2,651	1,654	739	508
平成29年	5,166	2,520	1,607	611	428
平成30年	4,626	2,150	1,625	556	295
令和元年	3,944	1,859	1,437	533	115
令和2年	3,638	1,705	1,222	608	103
令和3年	4,273	2,019	1,424	708	122
令和4年	4,242	2,076	1,262	792	112
令和5年	3,900	1,856	1,235	679	130
令和6年	3,886	1,824	1,232	710	120

(注) 令和6年の数値は、速報値である。

	控訴審高等裁判所既済件数				
		判決	和解	取下げ	その他
平成27年	15,612	8,936	4,931	1,207	538
平成28年	14,415	8,484	4,604	915	412
平成29年	13,744	7,974	4,365	894	511
平成30年	12,922	7,593	4,151	773	405
令和元年	12,228	7,176	3,978	757	317
令和2年	10,398	5,956	3,273	873	296
令和3年	12,110	7,286	3,556	906	362
令和4年	13,439	8,456	3,641	939	403
令和5年	13,535	8,542	3,649	912	432
令和6年	13,036	8,434	3,338	839	425

(注) 令和6年の数値は、速報値である。

	上告審								
	高等裁判所			最高裁判所					
	新受	既済	未済	上告			上告受理		
				新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成27年	483	458	186	1,935	2,123	511	2,326	2,620	685
平成28年	485	521	150	1,914	2,020	405	2,354	2,507	532
平成29年	460	476	134	1,893	1,866	432	2,239	2,246	525
平成30年	490	486	138	1,787	1,782	437	2,104	2,064	565
令和元年	422	445	115	1,765	1,743	459	2,107	2,081	591
令和2年	359	391	83	1,570	1,631	398	1,809	1,919	481
令和3年	436	383	136	1,724	1,649	473	2,069	1,925	625
令和4年	436	424	148	1,950	1,911	512	2,355	2,309	671
令和5年	438	435	151	2,032	1,970	574	2,515	2,430	756
令和6年	432	464	119	1,977	1,968	583	2,456	2,436	776

(注) 令和6年の数値は、速報値である。

	上告審高等裁判所既済件数				
	判決	和解	取下げ	その他	
平成27年	458	421	15	6	16
平成28年	521	499	5	8	9
平成29年	476	454	5	6	11
平成30年	486	467	6	7	6
令和元年	445	417	9	5	14
令和2年	391	367	6	2	16
令和3年	383	371	3	3	6
令和4年	424	409	2	2	11
令和5年	435	422	4	3	6
令和6年	464	453	1	2	8

(注) 令和6年の数値は、速報値である。

	上告審最高裁判所上告既済件数				
	判決	決定	取下げ	その他	
平成27年	2,123	6	2,095	16	6
平成28年	2,020	5	1,999	15	1
平成29年	1,866	1	1,853	6	6
平成30年	1,782	2	1,766	12	2
令和元年	1,743	0	1,734	7	2
令和2年	1,631	0	1,621	8	2
令和3年	1,649	2	1,636	9	2
令和4年	1,911	7	1,891	10	3
令和5年	1,970	6	1,954	9	1
令和6年	1,968	2	1,957	8	1

(注) 令和6年の数値は、速報値である。

	上告審最高裁判所上告受理既済件数				
	判決	決定	取下げ	その他	
平成27年	2,620	30	2,549	19	22
平成28年	2,507	31	2,437	21	18
平成29年	2,246	23	2,201	12	10
平成30年	2,064	24	2,014	15	11
令和元年	2,081	29	2,022	18	12
令和2年	1,919	32	1,862	12	13
令和3年	1,925	28	1,876	9	12
令和4年	2,309	20	2,256	15	18
令和5年	2,430	13	2,384	15	18
令和6年	2,436	16	2,394	12	14

(注) 令和6年の数値は、速報値である。

行政訴訟(第一審)、労働関係民事訴訟(第一審)、知的財産権関係民事訴訟(第一審)及び  
労働審判事件の新受、既済及び未済件数(地裁)

	行政訴訟事件			労働関係民事訴訟事件		知的財産権関係民事訴訟事件		労働審判事件		
	新受	既済	未済	新受	既済	新受	既済	新受	既済	未済
平成27年	2,828(2,486)	2,567(2,206)	3,051(2,852)	3,391	3,278	532	525	3,679	3,674	811
平成28年	2,441(2,094)	2,713(2,375)	2,779(2,571)	3,391	3,400	501	538	3,414	3,524	701
平成29年	2,320(2,011)	2,352(2,056)	2,747(2,526)	3,528	3,339	699	570	3,369	3,372	698
平成30年	2,104(1,892)	2,237(1,946)	2,614(2,472)	3,500	3,333	494	535	3,630	3,429	899
令和元年	2,073(1,810)	2,162(1,921)	2,525(2,361)	3,618	3,438	514	546	3,665	3,670	894
令和2年	1,867(1,692)	1,739(1,553)	2,653(2,500)	3,965	2,973	492	423	3,907	3,755	1,046
令和3年	2,028(1,799)	2,125(1,917)	2,556(2,382)	3,644	3,854	577	515	3,609	3,848	807
令和4年	2,022(1,834)	2,135(1,911)	2,443(2,305)	3,295	3,836	486	634	3,208	3,273	742
令和5年	1,903(1,701)	2,100(1,888)	2,246(2,118)	3,767	3,647	578	562	3,473	3,248	967
令和6年	1,920(1,746)	1,944(1,762)	2,222(2,102)	4,211	3,591	462	493	3,359	3,451	875

(注1)行政訴訟事件は、高裁及び地裁の事件の総数である(括弧内は地裁の件数)。

(注2)労働関係民事訴訟事件及び知的財産権関係民事訴訟事件は、地裁の事件の総数である。

(注3)令和6年の数値は速報値である。

(注4)労働関係民事訴訟事件及び知的財産権関係民事訴訟事件の未済件数については把握していない。

医事関係訴訟事件(第一審)、建築関係訴訟事件(第一審)及び交通関係訴訟事件(第一審)の新受、既済件数

	医事関係訴訟事件		建築関係訴訟事件		交通関係訴訟事件	
	新受	既済	新受	既済	新受	既済
平成27年	832 (804)	787 (751)	2,493 (1,974)	2,512 (1,964)	34,165 (14,692)	32,235 (13,537)
平成28年	864 (820)	790 (750)	2,409 (1,967)	2,483 (2,031)	36,470 (15,704)	34,512 (14,693)
平成29年	827 (799)	780 (751)	2,357 (1,976)	2,326 (1,909)	38,724 (16,005)	37,685 (15,829)
平成30年	773 (741)	806 (770)	2,318 (1,916)	2,232 (1,837)	38,233 (16,135)	37,989 (15,708)
令和元年	801 (769)	853 (821)	2,447 (2,053)	2,248 (1,865)	37,724 (16,069)	37,188 (15,839)
令和2年	740 (722)	666 (647)	2,379 (1,968)	2,057 (1,656)	37,405 (16,131)	34,740 (14,506)
令和3年	749 (730)	850 (820)	2,209 (1,980)	2,390 (2,054)	35,176 (15,295)	38,728 (17,463)
令和4年	650 (644)	806 (801)	2,005 (1,818)	2,239 (2,039)	32,802 (13,446)	35,149 (15,539)
令和5年	608 (602)	764 (759)	2,042 (1,825)	2,173 (1,959)	33,790 (13,404)	34,068 (14,057)
令和6年	659 (656)	682 (676)	1,959 (1,798)	2,001 (1,820)	35,516 (13,633)	34,661 (13,745)

- (注) 1 令和6年の数値は、速報値である。  
 2 少額訴訟から通常訴訟へ移行した事件は除く。  
 3 地裁及び簡裁の事件の総数である(括弧内は地裁の件数)。  
 4 未済件数については把握していない。

## 少額訴訟事件の新受件数、既済件数及び未済件数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
新受件数	11,542	11,030	10,041	9,310	8,542	7,944	7,093	6,594	7,339	7,185
既済件数	11,643	11,116	10,164	9,312	8,668	7,692	7,455	6,647	7,073	7,287
未済件数	2,343	2,257	2,134	2,132	2,006	2,258	1,896	1,843	2,109	2,007

※令和6年の数値は、速報値である。

## 少額訴訟事件の既済件数（終局区分別）

	既済件数						
		通常移行せずに終局した事件数					
		判決	和解	取下げ	和解に代わる決定	その他	
平成27年	11,643	8,906	3,768	2,497	2,068	399	174
平成28年	11,116	8,359	3,582	2,263	1,967	374	173
平成29年	10,164	7,595	3,238	2,071	1,773	354	159
平成30年	9,312	7,070	3,044	1,741	1,845	301	139
令和元年	8,668	6,560	2,918	1,499	1,677	303	163
令和2年	7,692	5,912	2,620	1,250	1,638	233	171
令和3年	7,455	5,435	2,398	1,090	1,539	254	154
令和4年	6,647	5,108	2,481	928	1,267	250	182
令和5年	7,073	5,505	2,668	977	1,425	255	180
令和6年	7,287	5,711	2,707	1,020	1,521	224	239

※令和6年の数値は、速報値である。

## 民事訴訟事件中の本人訴訟の件数及び割合（第一審）

		弁護士又は司法書士を付けたもの								当事者本人によるもの
		双方				一方				
		双方弁護士	原告側弁護士・被告側司法書士	原告側司法書士・被告側弁護士	双方司法書士	原告側弁護士	原告側司法書士	被告側弁護士	被告側司法書士	
地方裁判所	件数	56,371	-	-	-	67,207	-	3,976	-	11,796
通常訴訟事件	割合 (%)	40.5	-	-	-	48.2	-	2.9	-	8.5
簡易裁判所	件数	19,173	266	1,957	168	29,068	6,647	22,329	4,483	327,129
通常訴訟事件	割合 (%)	4.7	0.06	0.5	0.04	7.1	1.6	5.4	1.1	79.6
簡易裁判所	件数	33	1	2	1	318	91	272	14	4,979
少額訴訟事件	割合 (%)	0.6	0.02	0.04	0.02	5.6	1.6	4.8	0.2	87.2

- (注) 1 本表の数値は、令和6年の速報値である。  
 2 少額訴訟から通常訴訟に移行した事件は、通常訴訟に含めた。

強制執行事件（不動産・債権別）・担保権実行事件（不動産・債権別）の新受、既済及び未済件数（平成27年～令和6年）

	新受事件数							既済事件数					
	不動産 強制執行	不動産 担保権実行	不動産 合計	債権 強制執行	債権 担保権実行	債権 合計		不動産 強制執行	不動産 担保権実行	不動産 合計	債権 強制執行	債権 担保権実行	債権 合計
平成27年	4,463	21,007	25,470	113,247	1,366	114,613	平成27年	4,345	23,070	27,415	114,930	1,746	116,676
平成28年	4,702	18,808	23,510	113,931	1,234	115,165	平成28年	4,635	20,779	25,414	116,742	2,205	118,947
平成29年	4,726	17,243	21,969	119,288	1,115	120,403	平成29年	4,741	18,568	23,309	117,051	1,542	118,593
平成30年	5,064	16,531	21,595	119,034	1,145	120,179	平成30年	4,900	16,732	21,632	117,161	1,228	118,389
令和元年	5,524	15,748	21,272	130,565	1,152	131,717	令和元年	5,228	15,976	21,204	124,587	2,119	126,706
令和2年	4,861	12,844	17,705	118,526	1,182	119,708	令和2年	4,822	13,062	17,884	123,110	1,058	124,168
令和3年	5,648	11,052	16,700	136,391	998	137,389	令和3年	5,833	14,598	20,431	133,159	1,155	134,314
令和4年	5,483	9,966	15,449	134,125	989	135,114	令和4年	5,517	10,784	16,301	136,950	1,183	138,133
令和5年	5,609	10,205	15,814	142,971	881	143,852	令和5年	5,433	9,822	15,255	143,405	1,178	144,583
令和6年	5,739	11,860	17,599	162,714	1,056	163,770	令和6年	5,406	9,953	15,359	153,262	919	154,181

	未済事件数					
	不動産 強制執行	不動産 担保権実行	不動産 合計	債権 強制執行	債権 担保権実行	債権 合計
平成27年	2,279	16,462	18,741	93,332	4,760	98,092
平成28年	2,346	14,491	16,837	90,521	3,789	94,310
平成29年	2,330	13,164	15,494	92,758	3,362	96,120
平成30年	2,494	12,963	15,457	94,631	3,279	97,910
令和元年	2,790	12,735	15,525	100,607	2,312	102,919
令和2年	2,829	12,517	15,346	96,022	2,436	98,458
令和3年	2,644	8,971	11,615	99,251	2,279	101,530
令和4年	2,610	8,153	10,763	96,423	2,085	98,508
令和5年	2,786	8,536	11,322	95,986	1,788	97,774
令和6年	3,119	10,444	13,563	105,434	1,927	107,361

- (注) 1 令和6年の数値は、速報値である。  
2 既済事件は旧法事件を除く数値である。

強制執行事件（不動産・債権別）・担保権実行事件（不動産・債権別）の既済件数（終局区分別）（平成27年～令和6年）

		既済件数						
		終結	他事件で 配当実施	却下	取消し	取下げ	その他	
不動産 強制執行	平成27年	4,345	1,210	46	4	803	2,266	16
	平成28年	4,635	1,265	51	2	828	2,470	19
	平成29年	4,741	1,263	54	1	823	2,572	28
	平成30年	4,900	1,234	62	2	922	2,648	32
	令和元年	5,228	1,218	63	3	1,130	2,788	26
	令和2年	4,822	1,087	50	3	1,037	2,626	19
	令和3年	5,833	1,468	66	6	1,188	3,079	26
	令和4年	5,517	1,345	50	6	1,114	2,985	17
	令和5年	5,433	1,273	63	4	988	3,069	36
	令和6年	5,406	1,297	55	5	905	3,120	24
不動産 担保権実行	平成27年	23,070	16,939	151	9	770	5,183	18
	平成28年	20,779	15,174	140	11	678	4,757	19
	平成29年	18,568	13,487	170	6	591	4,249	65
	平成30年	16,732	12,259	131	3	520	3,794	25
	令和元年	15,976	11,622	149	6	543	3,579	77
	令和2年	13,062	9,143	117	4	492	3,292	14
	令和3年	14,598	11,188	128	5	455	2,808	14
	令和4年	10,784	8,014	81	4	299	2,380	6
	令和5年	9,822	7,360	85	5	248	2,063	61
	令和6年	9,953	7,399	76	6	312	2,151	9
不動産 合計	平成27年	27,415	18,149	197	13	1,573	7,449	34
	平成28年	25,414	16,439	191	13	1,506	7,227	38
	平成29年	23,309	14,750	224	7	1,414	6,821	93
	平成30年	21,632	13,493	193	5	1,442	6,442	57
	令和元年	21,204	12,840	212	9	1,673	6,367	103
	令和2年	17,884	10,230	167	7	1,529	5,918	33
	令和3年	20,431	12,656	194	11	1,643	5,887	40
	令和4年	16,301	9,359	131	10	1,413	5,365	23
	令和5年	15,255	8,633	148	9	1,236	5,132	97
	令和6年	15,359	8,696	131	11	1,217	5,271	33

		既済件数							取消決定 (2年経過)
		終結	他事件で 配当実施	却下	取消し	取下げ	その他		
債権 強制執行	平成27年	114,930	12,748	1,296	29	948	95,089	4,820	0
	平成28年	116,742	12,558	1,246	28	1,025	94,490	7,395	0
	平成29年	117,051	13,053	1,258	23	1,125	97,785	3,807	0
	平成30年	117,161	12,963	1,549	26	1,355	97,240	4,028	0
	令和元年	124,587	13,200	1,817	47	1,431	102,957	5,135	0
	令和2年	123,110	12,176	1,965	30	1,164	105,566	2,209	0
	令和3年	133,159	11,830	2,125	19	1,415	117,246	524	0
	令和4年	136,950	13,077	2,149	25	1,730	117,866	463	1,640
	令和5年	143,405	13,739	2,447	26	1,864	122,650	1,067	1,612
	令和6年	153,262	14,447	2,563	27	1,629	133,262	532	802
債権 担保権実行	平成27年	1,746	160	10	18	6	1,294	258	0
	平成28年	2,205	123	7	9	0	1,270	796	0
	平成29年	1,542	134	10	12	8	1,199	179	0
	平成30年	1,228	106	14	8	10	990	100	0
	令和元年	2,119	129	15	19	6	1,064	886	0
	令和2年	1,058	89	4	25	6	894	40	0
	令和3年	1,155	57	11	6	6	1,068	7	0
	令和4年	1,183	68	10	2	10	1,060	5	28
	令和5年	1,178	99	4	5	17	976	12	65
	令和6年	919	88	2	4	7	798	7	13
債権 合計	平成27年	116,676	12,908	1,306	47	954	96,383	5,078	0
	平成28年	118,947	12,681	1,253	37	1,025	95,760	8,191	0
	平成29年	118,593	13,187	1,268	35	1,133	98,984	3,986	0
	平成30年	118,389	13,069	1,563	34	1,365	98,230	4,128	0
	令和元年	126,706	13,329	1,832	66	1,437	104,021	6,021	0
	令和2年	124,168	12,265	1,969	55	1,170	106,460	2,249	0
	令和3年	134,314	11,887	2,136	25	1,421	118,314	531	0
	令和4年	138,133	13,145	2,159	27	1,740	118,926	468	1,668
	令和5年	144,583	13,838	2,451	31	1,881	123,626	1,079	1,677
	令和6年	154,181	14,535	2,565	31	1,636	134,060	539	815

- (注) 1 令和6年の数値は、速報値である。  
 2 旧法事件を除く数値である。  
 3 取消決定（2年経過）は、民事執行法改正（令和2年4月1日施行）により新設されたものであり、その起算日（同法155条6項）は同日である。

執行官が執行機関となる執行事件の新受件数、既済件数及び未済件数（平成27年～令和6年）

	新受件数				既済件数				未済件数			
	不動産執行等	不動産等引渡し	保全執行	子の引渡し	不動産執行等	不動産等引渡し	保全執行	子の引渡し	不動産執行等	不動産等引渡し	保全執行	子の引渡し
平成27年	25,256	22,020	2,459	97	25,283	22,157	2,590	97	1,856	2,651	1,792	—
平成28年	25,356	21,866	2,621	116	25,401	22,023	2,735	115	1,811	2,494	1,678	—
平成29年	24,507	22,749	2,793	106	24,544	22,437	2,922	107	1,774	2,806	1,549	—
平成30年	20,337	22,922	2,667	83	20,514	23,054	2,882	83	1,597	2,674	1,334	—
令和元年	18,502	23,712	2,469	123	18,485	23,404	2,584	121	1,614	2,982	1,219	—
令和2年	13,868	23,344	2,252	56	14,471	22,831	2,183	51	1,011	3,495	1,288	—
令和3年	13,642	24,036	2,192	84	13,560	24,701	2,253	81	1,093	2,830	1,227	—
令和4年	12,142	25,278	2,284	83	12,056	24,173	2,240	85	1,179	3,935	1,271	—
令和5年	12,319	34,410	2,429	67	12,204	33,346	2,524	62	1,294	4,999	1,176	—
令和6年	13,986	38,319	2,404	55	13,606	38,094	2,461	59	1,674	5,224	1,119	—

- (注1) 「不動産執行等」は、不動産を目的とする担保権の実行としての競売の件数を含む。
- (注2) 「子の引渡し」は、「保全執行」のうち子の引渡しの保全執行の件数を含む。
- (注3) 令和6年の数値は、速報値である。
- (注4) 「子の引渡し」について、未済件数は把握していない。

		既済件数						
		完了	不能	取下げ	取消し	却下	移送等	
不動産執行等	平成27年	25,283	3,032	19,937	2,273	31	6	4
	平成28年	25,401	1,768	21,116	2,423	84	3	7
	平成29年	24,544	1,678	20,301	2,414	139	3	9
	平成30年	20,514	1,332	17,338	1,758	66	3	17
	令和元年	18,485	1,087	15,738	1,629	26	3	2
	令和2年	14,471	848	12,093	1,496	25	5	4
	令和3年	13,560	745	11,469	1,332	11	1	2
	令和4年	12,056	661	10,124	1,245	10	6	10
	令和5年	12,204	707	10,136	1,338	18	1	4
	令和6年	13,606	658	11,351	1,562	28	3	4
不動産等引渡し	平成27年	22,157	16,125	237	5,786	0	6	3
	平成28年	22,023	16,550	242	5,219	4	3	5
	平成29年	22,437	17,005	190	5,233	2	5	2
	平成30年	23,054	17,850	194	4,998	0	8	4
	令和元年	23,404	18,649	205	4,538	2	7	3
	令和2年	22,831	18,586	189	4,049	2	1	4
	令和3年	24,701	20,506	149	4,038	0	5	3
	令和4年	24,173	20,147	142	3,876	0	6	2
	令和5年	33,346	28,334	143	4,864	1	0	4
	令和6年	38,094	32,513	166	5,400	3	8	4
保全執行	平成27年	2,590	1,230	269	674	409	4	4
	平成28年	2,735	1,405	290	656	359	24	1
	平成29年	2,922	1,451	280	783	393	14	1
	平成30年	2,882	1,539	353	556	426	8	0
	令和元年	2,584	1,357	292	595	330	9	1
	令和2年	2,183	1,179	268	476	257	2	1
	令和3年	2,253	1,212	287	444	307	3	0
	令和4年	2,240	1,322	269	503	143	1	2
	令和5年	2,524	1,522	330	427	244	1	0
	令和6年	2,461	1,530	276	486	169	0	0
子の引渡し	平成27年	97	27	53	17	0	0	0
	平成28年	115	32	52	30	0	1	0
	平成29年	107	35	46	26	0	0	0
	平成30年	83	30	35	18	0	0	0
	令和元年	121	40	56	25	0	0	0
	令和2年	51	17	21	13	0	0	0
	令和3年	81	28	40	12	0	1	0
	令和4年	85	30	31	24	0	0	0
令和5年	62	24	28	10	0	0	0	
令和6年	59	24	23	12	0	0	0	

(注) 令和6年の数値は、速報値である。

財産開示事件の新受、既済及び未済件数（平成27年～令和6年）

	新受件数	既済件数	未済件数
平成27年	791	817	170
平成28年	732	745	157
平成29年	686	681	162
平成30年	578	568	172
令和元年	577	622	127
令和2年	3,930	2,507	1,550
令和3年	8,156	7,185	2,521
令和4年	15,354	13,770	4,105
令和5年	22,022	20,941	5,186
令和6年	16,178	17,603	3,764

財産開示事件の既済件数（終局区分別）（平成27年～令和6年）

	既済件数	既済件数					
		却下	取消し	取下げ	その他※	財産開示※	財産その他※
平成27年	817	7	2	168	19	284	337
平成28年	745	6	1	154	9	278	297
平成29年	681	4	2	146	7	253	269
平成30年	568	1	1	123	4	180	259
令和元年	622	3	2	118	12	239	248
令和2年	2,507	8	4	416	49	1,056	974
令和3年	7,185	11	27	1,230	107	2,876	2,934
令和4年	13,770	18	27	3,577	108	4,222	5,818
令和5年	20,941	26	39	6,454	202	5,156	9,064
令和6年	17,603	28	45	4,829	219	4,571	7,911

※その他：財産開示手続中に、債務者に対し破産開始決定があり、破産法42条6項に基づき、財産開示手続が失効した場合

※財産開示：申立てに対して、財産の全てを開示した場合や、陳述義務の一部免除の申立てが認容され、当該部分を除く財産を開示した場合

※財産その他：財産の全て又は一部を開示しなかった場合（不開示）や、財産開示期日に不出頭の場合等

（注）令和6年の数値は、速報値である。

破産事件新受件数（総数、申立人（自然人・法人等）別の自己破産件数）（平成27年～令和6年）

	総 数		自然 人		法人等	
	新受総数	うち自己破産	新受総数	うち自己破産	新受総数	うち自己破産
平成27年	71,533	71,077	64,082	63,857	7,451	7,220
28年	71,840	71,398	64,872	64,639	6,968	6,759
29年	76,015	75,640	68,995	68,792	7,020	6,848
30年	80,012	79,682	73,268	73,099	6,744	6,583
令和元年	80,202	79,838	73,292	73,095	6,910	6,743
2年	78,105	77,764	71,839	71,679	6,266	6,085
3年	73,457	73,111	68,412	68,240	5,045	4,871
4年	70,602	70,307	64,982	64,833	5,620	5,474
5年	78,351	78,041	70,866	70,710	7,485	7,331
6年	85,114	84,806	76,453	76,308	8,661	8,498

（注） 令和6年の数値は、速報値である。

破産事件既済及び未済件数（終局区分別、平成27年～令和6年）

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
既済総数	72,026	71,315	75,069	78,516	79,318	79,348	76,321	69,364	74,325	81,980
終結・最後配当	578	483	424	394	378	320	376	324	383	395
終結・簡易配当	6,582	6,008	6,119	5,996	6,008	6,053	6,479	5,430	5,405	6,084
終結・同意配当	329	280	270	209	192	237	257	228	182	206
終結・その他	3	7	10	9	7	7	2	7	8	9
同時廃止	41,685	41,376	43,763	46,486	45,971	45,515	43,838	40,446	43,069	46,033
異時廃止	20,739	21,262	22,616	23,661	25,141	25,743	23,846	21,500	23,838	27,661
同意廃止	3	2	1	2	2	3	4	0	1	0
棄却又は却下	135	99	126	122	123	111	91	96	119	126
取下げ	1,649	1,565	1,489	1,433	1,295	1,124	1,192	1,131	1,080	1,166
その他	323	233	251	204	201	235	236	202	240	300
未済総数	21,771	22,296	23,242	24,738	25,622	24,379	21,515	22,753	26,587	29,720

（注）令和6年の数値は、速報値である。

民事再生事件の新受、既済及び未済件数（平成27年～令和6年、①小規模個人再生、②給与所得者等再生、③住宅資金特別条項事件別）

事件の種類		区分	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	
民事再生	通常再生	新受	158	151	140	114	145	109	110	92	113	91	
		既済	277	196	179	157	122	152	127	97	96	105	
		未済	362	317	278	235	258	215	198	193	210	196	
	個人再生	小規模個人再生	新受	7,798	8,841	10,488	12,355	12,764	12,064	10,509	8,982	8,790	9,895
			既済	7,474	8,242	9,543	11,473	12,628	11,948	11,910	9,581	8,571	9,312
			未済	3,463	4,062	5,007	5,889	6,025	6,141	4,740	4,141	4,360	4,943
	個人再生	給与所得者等再生	新受	679	761	796	856	830	777	740	782	677	626
			既済	650	739	796	813	851	764	781	770	723	644
			未済	359	381	381	424	403	416	375	387	341	323
住宅資金特別条項		新受											
		既済	4,059	4,308	4,696	5,451	5,886	5,524	5,630	4,424	4,002	4,154	
		未済											

(注1) 令和6年の数値は、速報値である。

(注2) 「通常再生」は小規模個人再生及び給与所得者等再生を除いた民事再生事件を示す。

(注3) 住宅資金特別条項の新受件数及び未済件数は、把握していない。

## 会社更生事件の新受、既済及び未済件数（平成27年～令和6年）

事件の種類	区分	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
会社更生	新受	42	1	10	4	1	3	3	6	7	13
	既済	11	4	20	4	8	2	2	2	3	20
	未済	64	61	51	51	44	45	46	50	54	47

（注） 令和6年の数値は、速報値である。

## 民事一般調停事件の新受件数、既済件数及び未済件数（終局区分別、平成27年～令和6年）

	新受件数									
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
簡裁	21,224	20,180	18,361	17,171	16,266	15,069	15,153	15,146	15,409	15,910
地裁	2,460	2,700	2,432	2,168	2,107	3,086	4,400	5,794	3,064	2,649
高裁	15	11	4	12	22	58	59	121	49	38
総数	23,699	22,891	20,797	19,351	18,395	18,213	19,612	21,061	18,522	18,597

	既済件数									
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
簡裁	20,996	20,264	18,571	17,261	16,389	15,015	15,583	15,434	15,681	15,845
地裁	2,385	2,670	2,363	2,172	2,092	3,035	4,398	5,786	3,153	2,629
高裁	12	10	10	11	19	58	60	118	51	33
総数	23,393	22,944	20,944	19,444	18,500	18,108	20,041	21,338	18,885	18,507

	未済件数									
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
簡裁	4,936	4,852	4,642	4,552	4,429	4,483	4,053	3,765	3,493	3,557
地裁	448	478	547	543	558	609	611	619	530	551
高裁	5	6	0	1	4	4	3	6	4	9
総数	5,389	5,336	5,189	5,096	4,991	5,096	4,667	4,390	4,027	4,117

		既済件数								
		成立	不成立	調停に代わる決定	調停条項を定めたもの	調停条項を受諾したもの	調停をしないうものとしたもの	取下げ	その他	
簡裁	平成27年	20,996	7,079	6,211	3,875	0	0	155	3,487	189
	平成28年	20,264	6,980	6,094	3,519	0	0	121	3,319	231
	平成29年	18,571	6,055	5,868	3,730	0	0	130	2,562	226
	平成30年	17,261	5,818	5,307	3,502	0	0	125	2,284	225
	令和元年	16,389	5,437	5,402	3,164	0	0	118	2,055	213
	令和2年	15,015	4,267	4,774	3,807	0	0	129	1,834	204
	令和3年	15,583	4,253	4,767	4,541	0	0	152	1,691	179
	令和4年	15,434	3,887	4,567	4,947	0	0	142	1,714	177
	令和5年	15,681	3,712	4,623	5,406	0	0	178	1,598	164
令和6年	15,845	3,559	4,464	5,831	0	0	228	1,619	144	
地裁	平成27年	2,385	241	127	1,972	0	0	8	3	34
	平成28年	2,670	318	156	2,131	0	0	11	7	47
	平成29年	2,363	391	177	1,747	0	0	7	7	34
	平成30年	2,172	375	195	1,549	0	0	1	14	38
	令和元年	2,092	283	193	1,555	0	0	6	4	51
	令和2年	3,035	407	153	2,392	0	0	11	9	63
	令和3年	4,398	1,483	199	2,607	0	0	5	8	96
	令和4年	5,786	3,373	189	2,148	0	0	4	5	67
	令和5年	3,153	772	210	2,079	0	0	10	2	80
令和6年	2,629	242	162	2,154	0	0	9	5	57	
総数	平成27年	23,381	7,320	6,338	5,847	0	0	163	3,490	223
	平成28年	22,934	7,298	6,250	5,650	0	0	132	3,326	278
	平成29年	20,934	6,446	6,045	5,477	0	0	137	2,569	260
	平成30年	19,433	6,193	5,502	5,051	0	0	126	2,298	263
	令和元年	18,481	5,720	5,595	4,719	0	0	124	2,059	264
	令和2年	18,050	4,674	4,927	6,199	0	0	140	1,843	267
	令和3年	19,981	5,736	4,966	7,148	0	0	157	1,699	275
	令和4年	21,220	7,260	4,756	7,095	0	0	146	1,719	244
	令和5年	18,834	4,484	4,833	7,485	0	0	188	1,600	244
令和6年	18,474	3,801	4,626	7,985	0	0	237	1,624	201	

(注) 1 令和6年の数値は、速報値である。

2 高裁における終局区分別既済件数は把握しておらず、上記終局区分別既済件数（総数）は、高裁を除く数値である。

	新受件数									
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
簡裁	3,067	3,084	3,368	3,294	2,959	2,403	2,231	2,569	2,029	1,775
地裁	11	6	26	69	33	18	40	19	2	4
総数	3,078	3,090	3,394	3,363	2,992	2,421	2,271	2,588	2,031	1,779

	既済件数									
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
簡裁	3,003	3,160	3,208	3,368	2,989	2,423	2,406	2,560	2,113	1,702
地裁	22	11	24	39	52	32	41	1	17	4
総数	3,025	3,171	3,232	3,407	3,041	2,455	2,447	2,561	2,130	1,706

	未済件数									
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
簡裁	724	648	808	734	704	684	509	518	434	506
地裁	7	2	4	34	15	1	0	18	3	3
総数	731	650	812	768	719	685	509	536	437	509

		既済件数								取下げ	その他
		成立	不成立	調停に代わる決定	調停条項を定めたもの	調停条項を受諾したもの	調停をしな いものとし たもの				
簡裁	平成27年	3,003	197	146	1,781	10	0	72	788	9	
	平成28年	3,160	171	201	1,682	13	0	130	952	11	
	平成29年	3,208	699	119	1,590	1	0	109	686	4	
	平成30年	3,368	514	121	1,815	1	1	61	845	10	
	令和元年	2,989	534	146	1,526	2	0	79	695	7	
	令和2年	2,423	349	218	1,284	0	0	42	507	23	
	令和3年	2,406	398	191	1,281	0	0	17	518	1	
	令和4年	2,560	454	115	1,521	2	0	20	444	4	
	令和5年	2,113	352	150	1,089	0	0	45	476	1	
	令和6年	1,702	268	93	958	3	0	22	355	3	
地裁	平成27年	22	13	0	3	0	0	0	6	0	
	平成28年	11	9	0	0	0	0	0	2	0	
	平成29年	24	16	2	5	0	0	0	1	0	
	平成30年	39	30	0	7	0	0	0	2	0	
	令和元年	52	23	0	23	0	0	0	5	1	
	令和2年	32	23	1	2	0	0	0	6	0	
	令和3年	41	38	0	1	0	0	1	0	1	
	令和4年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
	令和5年	17	8	0	9	0	0	0	0	0	
	令和6年	4	4	0	0	0	0	0	0	0	
総数	平成27年	3,025	210	146	1,784	10	0	72	794	9	
	平成28年	3,171	180	201	1,682	13	0	130	954	11	
	平成29年	3,232	715	121	1,595	1	0	109	687	4	
	平成30年	3,407	544	121	1,822	1	1	61	847	10	
	令和元年	3,041	557	146	1,549	2	0	79	700	8	
	令和2年	2,455	372	219	1,286	0	0	42	513	23	
	令和3年	2,447	436	191	1,282	0	0	18	518	2	
	令和4年	2,561	455	115	1,521	2	0	20	444	4	
	令和5年	2,130	360	150	1,098	0	0	45	476	1	
	令和6年	1,706	272	93	958	3	0	22	355	3	

(注) 令和6年の数値は、速報値である。

	令和6年
総数	31

(注) 調査対象庁は、新潟、福井、金沢及び富山の各地方裁判所管内の簡易裁判所である。

## 保全命令事件(地裁)の新受、既済、未済

	保全命令			うち仮差押			うち仮処分		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成27年	14,087	14,114	815	8,314	8,325	226	5,773	5,789	589
平成28年	13,617	13,603	829	7,943	7,946	223	5,674	5,657	606
平成29年	13,417	13,427	819	7,777	7,806	194	5,640	5,621	625
平成30年	13,112	13,084	847	7,536	7,553	177	5,576	5,531	670
令和元年	12,587	12,569	865	7,276	7,238	215	5,311	5,331	650
令和2年	12,162	12,032	995	6,726	6,737	204	5,436	5,295	791
令和3年	11,531	11,510	1,016	6,042	6,002	244	5,489	5,508	772
令和4年	11,397	11,435	978	6,248	6,184	308	5,149	5,251	670
令和5年	11,464	11,441	1,001	6,824	6,859	273	4,640	4,582	728
令和6年	13,225	13,124	1,102	8,184	8,139	318	5,041	4,985	784

※令和6年の数値は、速報値である。

## 保全命令事件(簡裁)の新受、既済、未済

	保全命令			うち仮差押			うち仮処分		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成27年	1,792	1,795	32	1,234	1,240	20	558	555	12
平成28年	1,930	1,917	45	1,260	1,248	32	670	669	13
平成29年	2,142	2,152	35	1,375	1,376	31	767	776	4
平成30年	2,088	2,099	24	1,332	1,346	17	756	753	7
令和元年	1,967	1,951	40	1,282	1,268	31	685	683	9
令和2年	1,430	1,422	48	825	824	32	605	598	16
令和3年	1,357	1,381	24	684	700	16	673	681	8
令和4年	1,398	1,387	35	607	597	26	791	790	9
令和5年	1,738	1,756	17	816	829	13	922	927	4
令和6年	2,025	1,995	47	1,126	1,102	37	899	893	10

※令和6年の数値は、速報値である。

## 配偶者による暴力、精神的虐待を動機とする離婚申立件数(平成27年～令和6年)

	申立ての動機	
	暴力を振るう	精神的に虐待する
平成27年	10,382	13,260
平成28年	10,108	13,587
平成29年	9,868	13,347
平成30年	9,446	12,910
令和元年	8,881	12,296
令和2年	8,513	12,045
令和3年	9,028	13,550
令和4年	7,918	12,236
令和5年	7,789	12,198
令和6年	7,878	12,670

- 1 夫婦関係調整(離婚)調停事件の件数である(人事訴訟事件は動機に関する統計を取っていない。)
- 2 申立ての動機は、申立書記載の動機のうち主なものを3個まで挙げる方法で調査重複集計した。
- 3 令和6年の数値は、速報値である。

配偶者暴力に関する保護命令事件の新受、既済及び未済件数  
(平成27年～令和6年)

	新受	既済	未済
平成27年	2,958	2,970	70
平成28年	2,648	2,632	86
平成29年	2,280	2,293	73
平成30年	2,164	2,177	60
令和元年	2,005	1,998	67
令和2年	1,844	1,855	56
令和3年	1,730	1,732	54
令和4年	1,431	1,453	32
令和5年	1,467	1,455	44
令和6年	1,522	1,516	49

(注) 令和6年の数値は、速報値である。

## 刑事通常訴訟事件の新受、既済及び未済人員(審級別)

年度	簡易裁判所			地方裁判所		
	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員
平成27年	7,821	7,957	1,385	75,566	74,112	22,714
28	6,991	7,117	1,259	71,900	73,359	21,255
29	6,681	6,724	1,216	68,830	69,296	20,789
30	6,197	6,167	1,246	69,028	68,163	21,654
令和元年	5,384	5,519	1,111	67,554	67,221	21,987
2	4,472	4,676	907	66,939	65,561	23,365
3	3,759	3,928	738	65,151	66,020	22,496
4	2,949	3,060	627	59,503	59,838	22,161
5	3,070	2,989	708	64,987	62,032	25,116
6	3,320	3,234	794	69,652	67,387	27,381

- (注) 1 延べ人員である。  
2 令和6年は速報値である。

年度	高等裁判所			最高裁判所		
	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員
平成27年	6,017	6,078	1,282	1,912	1,895	436
28	6,124	5,910	1,496	1,984	1,958	462
29	5,976	6,098	1,374	2,169	2,107	524
30	5,750	5,710	1,414	1,955	1,993	486
令和元年	5,814	5,828	1,400	2,061	2,092	455
2	5,398	5,332	1,466	1,849	1,882	422
3	5,205	5,331	1,340	1,816	1,852	386
4	4,759	4,820	1,279	1,670	1,685	372
5	4,663	4,639	1,303	1,606	1,614	364
6	4,981	4,928	1,356	1,693	1,610	447

- (注) 1 延べ人員である。  
2 令和6年は速報値である。

## 刑事通常第一審における裁判員裁判対象事件の新受人員

	新受人員
平成27年	1,333
28	1,077
29	1,122
30	1,090
令和元年	1,133
2	1,004
3	793
4	839
5	972
6	890

- (注) 1 延べ人員である。  
2 受理後の罰条変更により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものを含む。  
3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。  
4 令和6年は速報値である。

刑事被告人の総数並びに国選弁護人が付いた被告人の数及び私選弁護人が付いた被告人の数  
(全裁判所)

年次	区分	被告人総数	
		うち国選付	うち私選付
平成27年		68,856	57,487
28		66,970	55,633
29		64,319	53,239
30		62,565	52,168
令和元年		61,181	51,110
2		58,231	49,134
3		57,209	47,709
4		51,412	42,696
5		52,630	44,024
6		56,824	47,801

- (注) 1 実人員である。  
 2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。  
 3 令和6年は速報値である。

## 死刑判決終局人員数

(審級別)

年次	審級	第一審	控訴審	上告審
平成27年		4	1	3
28		3	4	6
29		3	-	3
30		4	2	2
令和元年		2	3	3
2		3	-	1
3		3	2	2
4		-	1	-
5		1	1	3
6		3	-	-

- (注) 1 実人員である。  
2 令和6年は速報値である。

## 通訳翻訳人の付いた刑事事件の終局人員（地・簡裁総数）

区分 年次	通訳翻訳人の付いた終局人員	うち被告人の通訳言語が手話又は口話であった終局人員
28	2,790	25
29	3,166	19
30	3,912	17
令和元年	4,071	18
2	4,560	10
3	4,264	13
4	3,610	17
5	3,986	13
6	4,806	8

- (注) 1 実人員である。  
2 令和6年は速報値である。

要通訳事件の通訳料に関する予算額、支出実績(額)の推移  
(民事事件(行政事件を含む。))のみ、平成27年～令和6年)

(単位:千円)

	予 算 額	支 出 実 績 ( 額 )
平成27年度	561	655
平成28年度	1,345	601
平成29年度	764	297
平成30年度	714	942
令和元年度	371	851
令和2年度	1,440	235
令和3年度	1,417	547
令和4年度	287	478
令和5年度	727	583
令和6年度	692	-

※ 行政事件のみの予算額、支出実績(額)は把握していない。

要通訳事件の通訳料に関する予算額、支出実績(額)の推移  
(刑事事件、平成27年～令和6年)

(単位:千円)

	予 算 額	支 出 実 績 ( 額 )
平成27年度	214,546	204,362
平成28年度	203,456	199,490
平成29年度	231,915	233,372
平成30年度	197,326	242,166
令和元年度	259,921	259,676
令和2年度	298,427	272,818
令和3年度	298,426	246,907
令和4年度	324,198	232,758
令和5年度	318,106	273,066
令和6年度	314,363	-

## 全国の裁判所で把握した通訳人候補者の言語別人数

令和6年4月1日現在

言語	候補者数	
	1336	
中国語	北京語	916
	上海語	132
	台湾語	88
	広東語	61
	福建語	39
	その他※	100
英語	455	
韓国・朝鮮語	326	
スペイン語	182	
ベトナム語	160	
ポルトガル語	122	
フィリピン(タガログ)語	81	
ロシア語	72	
タイ語	67	
ベルシャ語	49	
フランス語	42	
インドネシア語	35	
ウルドゥー語	24	
ベンガル語	22	
トルコ語	21	
ネパール語	21	
ヒンディー語	18	
シンハラ語	17	
ドイツ語	16	
モンゴル語	16	
ミャンマー語	14	
マレー語	12	
アラビア語	11	
イタリア語	10	
ダリー語	8	
ヘブライ語	7	
バンジャビ語	7	
タミール語	6	
バシュット語	6	
セブ・ピサイヤ語	6	
ウズベク語	5	
ルーマニア語	5	
ポーランド語	4	
スウェーデン語	4	
オランダ語	4	
カンボジア語	4	
チェコ語	3	
ラオス語	3	
ハンガリー語	2	
セルビア語	2	
リトアニア語	2	
スロバキア語	2	
ブルガリア語	2	
マケドニア語	2	
スワヒリ語	2	
クロアチア語	1	
フィンランド語	1	
イロカノ語	1	
アゼルバイジャン語	1	
アルバニア語	1	
ギリシャ語	1	
アムハラ語	1	
チベット語	1	
アカン語	1	
ボスニア語	1	
ビシン英語	1	
ビスラマ語	1	
ラトビア語	1	
タジク語	1	
キルギス語	1	
カザフ語	1	
手話	118	
総数	3349	

[全61言語(手話を除く)]

(ただし、当刑事局への報告による。)

注※ 中国語通訳人のうち、通訳可能言語が表に掲げる地方言語以外の言語である者(ピン南語、客家語、福州語、福清語、雲南語、山東語、四川語、海南語、浙江語、河南語、蘇州語、天津語、長安語、潮州語、東北語、湖南語)を合計した数値である。

## 犯罪被害者保護関連法の運用状況

全国の高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における、平成27年から令和6年12月までの犯罪被害者保護関連法の運用状況  
(被害者参加及び刑事損害賠償命令事件については別紙のとおり)

区分		年次									
		平成27年	28	29 (注)3	30	令和元年	2	3	4	5	6
付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	141	128	78	144	118	107	133	139	102	147
	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	1,563	1,623	1,105	1,461	1,505	1,237	1,335	1,374	1,425	1,374
ビデオリンク	構内 ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	290	303	225	302	318	264	320	332	393	373
	構外 ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数				15	23	38	92	85	90	71
情報保護	被害者秘匿 被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	3,822	3,976	3,351	3,846	4,025	3,923	4,266	4,081	4,382	5,658
	証人等秘匿 証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数		4	116	174	240	156	182	192	221	313
意見陳述	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	1,200	1,181	1,072	1,169	1,130	920	995	947	972	1,050
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	615	616	526	546	544	536	638	679	738	818
被害者等閲覧謄写	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた数	1,461	1,486	1,254	1,281	1,180	1,140	1,333	1,178	1,201	1,231
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた数	38	44	16	18	15	14	31	25	23	21
弁護人等閲覧謄写	刑法第271条の6第1項若しくは第3項又は第299条の6第1項若しくは第3項の対象となった証人等の数			2	13	17		6	6	2	16
	刑法第271条の6第2項若しくは第4項又は刑法第299条の6第2項若しくは第4項の対象となった証人等の数					3	5			2	3
	うち閲覧謄写の禁止又は抄本であつて氏名若しくは住居の記載がないものの交付の対象となった証人等の数						5			1	2
	刑法第271条の6第5項若しくは第6項又は刑法第299条の6第5項若しくは第6項の対象となった証人等の数										2
和解	民事上の争いについての合意を公判調書に記載した数	17	23	26	18	18	25	19	19	17	19

(注) 1 延べ数であり、概数である。

2 「証人等秘匿」及び「弁護人等閲覧謄写」(平成28年12月1日施行)の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。

3 「付添い」、「遮へい」、「ビデオリンク」、「被害者秘匿」、「意見陳述」、「被害者等閲覧謄写」及び「和解」の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している。(なお、平成28年以前に決定等がなされ平成29年に事件が終局したもののについては、決定等がなされた日を基準に計上している。)

## (別紙①)

## 通常第一審において被害者参加の申出があった事件の状況

(地・簡裁総数)

	終局人員 数	参加を申 し出した被 害者等	うち参加 を許可さ れた被害 者等	うち弁護 士委託の 届出があ つた被害 者等	うち国選 弁護士へ の委託が された被害 者等	うち証人 尋問をし た被害者 等	うち被告 人質問をし た被害者 等	うち刑訴 法316条 の38の 意見陳述 をした被害 者等	うち刑訴 法292条 の2の意 見陳述をし た被害者 等	うち付添 いの措置 が採られ た被害者 等	うち遮へ いの措置 が採られ た被害者 等
平成27年	916	1,393	1,379	1,081	533	269	604	687	938	87	249
28	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
29	908	1,389	1,380	1,060	553	196	560	667	1,020	115	276
30	1,022	1,490	1,485	1,184	649	221	605	698	1,074	149	361
令和元年	998	1,482	1,466	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318
2	949	1,390	1,378	1,116	614	205	569	688	981	135	337
3	1,022	1,534	1,523	1,246	697	241	681	783	1,118	149	407
4	1,052	1,496	1,476	1,175	655	246	610	651	1,085	151	432
5	1,051	1,526	1,517	1,212	650	205	612	678	1,111	109	380
6	1,192	1,771	1,763	1,355	703	228	693	807	1,221	136	508

(注)1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

3 令和6年は速報値である。

(別紙②)

刑事損害賠償命令事件の処理状況

	新受	既済	未済
平成27年	320	307	96
28	300	306	90
29	314	295	109
30	289	309	89
令和元年	311	318	82
2	337	289	130
3	308	344	94
4	284	281	97
5	311	282	126
6	391	366	151

(注) 1 件数建てである。  
2 令和6年は速報値である。

(別紙③)

刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

	総数	認容	棄却	却下	終了(法 39条1項 によるも の)	終了(法 39条2項1 号による もの)	終了(法 39条2項2 号による もの)	決定・ その他	和解	放棄	認諾	取下げ	その他
平成27年	307	127	2	1	37	-	5	-	77	-	15	40	3
28	306	99	-	7	37	-	6	-	107	-	11	39	-
29	295	142	1	1	30	-	6	-	85	-	9	20	1
30	309	141	-	6	36	-	5	-	74	-	13	33	1
令和元年	318	144	-	7	27	-	11	-	75	-	19	35	-
2	289	118	1	2	41	-	3	-	75	-	9	37	3
3	344	145	-	7	39	1	13	-	80	-	8	50	1
4	281	123	1	3	26	-	13	-	61	-	12	42	-
5	282	118	-	3	34	-	7	-	85	1	14	20	-
6	366	167	-	6	44	-	6	-	82	-	10	49	2

(注)1 件数建てである。

2 「決定・その他」は、民訴法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。

3 「その他」は、犯罪被害者保護法26条により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがないために事件が終局したものなどである。

4 令和6年は速報値である。

### 裁判員メンタルヘルスサポート窓口の利用状況

平成27年度～令和6年12月末まで

健康相談 132 件

メンタルヘルス相談 233 件

(内訳)

年度		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	合計
健康相談	電話	5	3	1	5	13	8	7	27	33	28	130
	メール	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2
メンタルヘルス相談	電話	27	11	26	22	26	12	12	12	16	15	179
	メール	3	2	4	1	14	1	-	-	1	2	28
	面接	11	-	-	4	-	-	3	5	3	-	26
合計		46	16	31	32	54	22	22	44	53	45	365

## 即決裁判手続の実施状況

平成27年から令和6年12月31日までの間に終局した事件のうち  
即決裁判手続を実施した終局人員等は以下のとおりである。

年次	区分 裁判所	即決裁判手続の 申立てのあった 人員	うち	
			即決裁判手続に より審判する旨 の決定のあった 人員	即決裁判手続に より審判する旨 の決定が取り消 された人員
平成27年	簡 裁	22	22	-
	地 裁	550	547	1
28	簡 裁	17	17	-
	地 裁	370	368	2
29	簡 裁	69	69	-
	地 裁	678	657	3
30	簡 裁	33	33	1
	地 裁	326	315	-
令和元年	簡 裁	11	11	-
	地 裁	92	90	-
2	簡 裁	5	5	-
	地 裁	165	163	1
3	簡 裁	9	8	-
	地 裁	139	137	-
4	簡 裁	2	1	-
	地 裁	45	45	-
5	簡 裁	1	1	-
	地 裁	17	17	-
6	簡 裁	2	-	-
	地 裁	16	16	-

- (注) 1 実人員である。  
2 令和6年は速報値である。

## 令状請求人員とその処理

(地・簡裁総数)

年次	区分	令状総数				逮捕状			
		請求	発付	却下	取下	請求	発付	却下	取下
平成27年		501,583	490,395	4,115	7,073	102,315	100,880	62	1,373
28		487,453	475,522	4,552	7,379	97,873	96,431	54	1,388
29		476,279	463,623	5,424	7,232	93,789	92,522	55	1,212
30		479,546	466,371	6,379	6,796	91,463	90,212	57	1,194
令和元年		457,891	444,323	6,588	6,980	86,973	85,658	88	1,227
2		450,437	438,276	5,289	6,872	82,974	81,821	67	1,086
3		453,661	442,380	4,933	6,348	80,638	79,534	57	1,047
4		444,271	433,138	4,638	6,495	79,531	78,554	46	931
5		472,563	459,590	5,627	7,346	86,067	84,841	76	1,150
6		480,098	466,845	6,087	7,166	88,501	87,139	58	1,304

年次	区分	勾留状				差押・記録命令差押・捜索(許可)状・検証許可状			
		請求	発付	却下	取下	請求	発付	却下	取下
平成27年		115,905	111,982	3,905	18	250,179	244,755	108	5,316
28		111,412	106,997	4,413	2	247,787	242,119	48	5,620
29		107,290	101,994	5,290	6	245,878	240,197	56	5,625
30		104,728	98,543	6,178	7	252,974	247,712	103	5,159
令和元年		100,395	94,115	6,278	2	239,745	234,337	113	5,295
2		96,467	91,335	5,129	3	242,134	236,693	68	5,373
3		92,337	87,536	4,793	8	249,412	244,478	66	4,868
4		89,192	84,690	4,493	9	240,430	235,494	72	4,864
5		97,810	92,432	5,374	4	253,109	247,487	138	5,484
6		100,923	94,990	5,932	1	253,736	248,518	46	5,172

年次	区分	身体検査令状			
		請求	発付	却下	取下
平成27年		2,518	2,416		98
28		2,360	2,243	1	116
29		2,500	2,384	2	114
30		2,487	2,364	5	118
令和元年		2,339	2,233	5	101
2		2,679	2,536	2	141
3		3,456	3,254	3	199
4		3,973	3,709	3	261
5		4,649	4,264	5	380
6		5,047	4,678	9	360

- (注) 1 延べ人員である。  
2 令和6年は速報値である。

## 令和6年の逮捕状請求事件の結果区分及び既済人員

(地裁・簡裁)

区分	地 裁				簡 裁			
	逮捕状 請求総数	発付	却下	取下	逮捕状 請求総数	発付	却下	取下
総数	14,208	14,000	18	190	74,293	73,139	40	1,114
東京地管内	1,174	1,168	-	6	13,466	13,328	-	138
横浜地管内	444	443	-	1	3,501	3,492	-	9
さいたま地管内	230	227	-	3	5,629	5,512	2	115
千葉地管内	890	882	-	8	3,494	3,460	2	32
水戸地管内	181	179	-	2	1,580	1,558	1	21
宇都宮地管内	288	285	-	3	1,042	1,034	-	8
前橋地管内	218	216	-	2	1,637	1,622	1	14
静岡地管内	12	12	-	-	2,684	2,651	2	31
甲府地管内	146	146	-	-	243	243	-	-
長野地管内	43	42	-	1	529	503	1	25
新潟地管内	62	62	-	-	1,002	990	1	11
大阪地管内	2,023	1,984	6	33	6,338	6,199	7	132
京都地管内	720	706	-	14	1,123	1,100	2	21
神戸地管内	1,980	1,950	4	26	3,151	3,050	7	94
奈良地管内	203	201	-	2	996	975	1	20
大津地管内	217	211	-	6	728	720	1	7
和歌山地管内	96	96	-	-	624	620	-	4
名古屋地管内	1,078	1,060	1	17	5,282	5,170	2	110
津地管内	22	21	1	-	966	941	1	24
岐阜地管内	433	428	-	5	656	641	-	15
福井地管内	152	150	-	2	339	336	-	3
金沢地管内	127	124	-	3	549	540	-	9
富山地管内	195	188	4	3	323	315	1	7
広島地管内	345	335	-	10	1,650	1,594	-	56
山口地管内	56	51	-	5	632	614	-	18
岡山地管内	97	97	-	-	1,089	1,073	-	16
鳥取地管内	93	92	-	1	200	199	-	1
松江地管内	40	40	-	-	333	322	-	11
福岡地管内	282	282	-	-	3,158	3,142	-	16
佐賀地管内	36	35	-	1	553	541	-	12
長崎地管内	64	63	-	1	412	406	1	5
大分地管内	19	18	-	1	352	350	-	2
熊本地管内	16	16	-	-	828	815	-	13
鹿児島地管内	118	115	-	3	512	511	-	1
宮崎地管内	133	131	-	2	511	491	2	18
那覇地管内	-	-	-	-	1,307	1,292	2	13
仙台地管内	327	319	2	6	1,181	1,173	-	8
福島地管内	97	97	-	-	788	780	-	8
山形地管内	114	114	-	-	260	260	-	-
盛岡地管内	40	40	-	-	478	474	-	4
秋田地管内	89	89	-	-	117	116	-	1
青森地管内	43	43	-	-	437	434	-	3
札幌地管内	790	783	-	7	1,180	1,160	-	20
函館地管内	10	9	-	1	222	213	-	9
旭川地管内	54	54	-	-	249	240	1	8
釧路地管内	-	-	-	-	412	407	-	5
高松地管内	137	135	-	2	688	686	2	-
徳島地管内	60	59	-	1	138	137	-	1
高知地管内	125	113	-	12	403	394	-	9
松山地管内	89	89	-	-	321	315	-	6

(注) 1 延べ人員である。

2 速報値である。

## 通常第一審における保釈率、保釈請求率及び保釈許可率（地裁）

区分 年次	新受人員 (A)	その年中 に勾留状 が発付さ れた人員 (B)	その年中 に保釈が 請求され た人員 (C)	その年中に保釈が 許可された人員		保釈率 (D/B) (%)	保釈 許可率 (D+E/C) (%)	保釈 請求率 (C/B) (%)
				終局前 (D)	終局後 (E)			
平成27年	75,566	50,581	21,433	13,517	807	26.7	66.8	42.4
28	71,900	47,256	22,623	14,500	1,123	30.7	69.1	47.9
29	68,830	44,791	22,061	14,551	1,335	32.5	72.0	49.3
30	69,028	44,490	21,398	14,815	1,486	33.3	76.2	48.1
令和元年	67,554	43,080	22,228	14,247	1,330	33.1	70.1	51.6
2	66,939	42,687	22,881	13,834	768	32.4	63.8	53.6
3	65,151	40,531	22,284	13,302	642	32.8	62.6	55.0
4	59,503	37,103	20,261	12,224	566	32.9	63.1	54.6
5	64,987	40,177	20,984	12,663	531	31.5	62.9	52.2
6	69,652	41,881	22,642	13,600	601	32.5	62.7	54.1

- (注) 1. 延べ人員である。  
 2. 「勾留状が発付された人員」とは、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。  
 3. 「保釈が請求された人員」には、同一被告人に対して時を異にして保釈の請求があったときはその都度1人として計上した。  
 4. 令和6年は速報値である。

通常第一審における終局人員の身柄処理状況（地裁）

区分 年次	起訴後の処遇			
	終局人員 (A)	勾留され た人員 (B)	保釈され た人員 (C)	保釈率 (C/B) (%)
平成27年	54,297	41,948	10,801	25.7
28	53,247	40,480	11,654	28.8
29	50,591	38,028	11,589	30.5
30	49,811	36,957	11,376	30.8
令和元年	48,751	35,850	11,466	32.0
2	47,117	35,173	10,914	31.0
3	46,735	34,315	10,783	31.4
4	42,278	30,713	9,891	32.2
5	43,882	31,947	10,185	31.9
6	47,556	33,928	10,951	32.3

- (注) 1 実人員である。  
 2 本表にいう保釈率は、勾留された終局人員に対する割合であり、①の表にいう保釈率とは異なる。  
 3 「保釈された人員」とは、保釈保証金の納付等により身柄が釈放された人員をいう。  
 4 令和6年は速報値である。

## 刑事補償(拘禁補償)決定報告事例(令和6年度確定分)

	裁判所名	事件名	補償決定日	補償決定 確定日	補償額
1	さいたま地裁	監禁、強盗傷人、逮捕監禁(変更後の訴因 監禁、強盗傷人)	R5.12.25	R6.1.13	10,712,500
2	千葉地裁	覚醒剤取締法違反、関税法違反	R6.1.10	R6.1.16	2,385,000
3	大阪高裁	威力業務妨害	R6.1.9	R6.1.16	75,000
4	大阪高裁	威力業務妨害	R6.1.11	R6.1.17	75,000
5	大阪高裁	威力業務妨害	R6.1.15	R6.1.23	37,500
6	名古屋地裁	傷害	R6.1.19	R6.1.24	1,175,000
7	千葉地裁	殺人、死体損壊、死体遺棄	R6.1.26	R6.2.3	5,250,000
8	那覇地裁沖縄支部	大麻取締法違反	R6.2.21	R6.2.27	300,000
9	津地裁	準強制わいせつ	R6.3.5	R6.3.12	10,050,000
10	大阪高裁	傷害	R6.3.14	R6.3.20	437,500
11	福岡地裁	暴行	R6.3.18	R6.3.23	2,787,500
12	大阪地裁	覚醒剤取締法違反	R6.3.21	R6.3.27	3,100,000
13	大阪地裁	強制わいせつ	R6.3.21	R6.3.27	225,000
14	東京高裁	傷害致死	R6.3.19	R6.3.27	15,020,000
15	神戸地裁	窃盗(変更後の訴因 常習累犯窃盗)	R6.3.25	R6.3.30	4,640,000
16	仙台地裁	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反	R6.3.22	R6.3.30	410,000
17	千葉地裁八日市場支部	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反(千葉県)	R6.3.25	R6.4.2	110,000
18	名古屋地裁	詐欺	R6.3.27	R6.4.2	537,500
19	大阪高裁	監禁、恐喝未遂	R6.3.26	R6.4.2	9,437,500
20	東京地裁	電子計算機使用詐欺、詐欺(変更後の訴因 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反)、窃盗	R6.3.25	R6.4.2	5,640,000
21	千葉地裁	覚醒剤取締法違反、関税法違反	R6.3.28	R6.4.2	3,387,500
22	盛岡地裁	不正競争防止法違反	R6.3.27	R6.4.5	287,500
23	さいたま地裁	監禁、拐取者身の代金要求・同取得、逮捕監禁(変更後の訴因 監禁、拐取者身の代金要求・同取得)	R6.3.27	R6.4.5	2,262,500
24	奈良地裁	窃盗(変更後の訴因 常習累犯窃盗)	R6.3.28	R6.4.6	147,000
25	千葉地裁	覚醒剤取締法違反、関税法違反	R6.4.3	R6.4.9	1,352,000
26	千葉地裁	器物損壊	R6.3.28	R6.4.9	520,000

	裁判所名	事件名	補償決定日	補償決定 確定日	補償額
27	京都地裁	住居侵入、窃盗	R6.4.4	R6.4.12	320,000
28	東京地裁	電磁的公正証書原本不実記録、同供用	R6.5.1	R6.5.8	3,179,000
29	岡山地裁倉敷支部	傷害	R6.5.9	R6.5.25	44,000
30	東京地裁	薬事法違反	R6.5.30	R6.6.6	6,825,000
31	東京地裁	窃盗未遂	R6.5.30	R6.6.15	4,340,000
32	山口地裁宇部支部	詐欺	R6.6.14	R6.6.21	2,992,000
33	高松地裁	窃盗	R6.6.13	R6.6.22	2,087,500
34	鳥取地裁米子支部	覚醒罪取締法違反	R6.6.21	R6.6.25	2,425,000
35	広島地裁	傷害	R6.6.20	R6.6.26	2,380,000
36	名古屋地裁	麻薬及び向精神薬取締法違反	R6.5.31	R6.6.29	5,250,000
37	大阪地裁	覚醒罪取締法違反、関税法違反	R6.6.28	R6.7.9	4,450,000
38	札幌地裁	過失運転致死	R6.7.8	R6.7.17	20,000
39	静岡地裁	傷害致死(変更後の訴因 暴行)	R6.7.19	R6.7.27	10,887,500
40	横浜地裁	保護責任者遺棄致死	R6.7.26	R6.8.3	1,656,000
41	名古屋地裁	準強制わいせつ	R6.8.9	R6.8.20	1,612,500
42	大阪地裁	覚醒罪取締法違反(変更後の訴因 覚醒罪取締 法違反、大麻取締法違反)	R6.8.16	R6.8.24	4,899,000
43	大阪高裁	虚偽告訴	R6.8.21	R6.8.27	162,500
44	東京地裁	詐欺、詐欺未遂	R6.8.27	R6.9.3	1,496,000
45	大阪高裁	麻薬及び向精神薬取締法違反(変更後の訴因 麻薬及び向精神薬取締法違反、関税法違反)	R6.9.4	R6.9.25	3,792,000
46	福岡高裁	公務執行妨害	R6.9.27	R6.10.2	2,250,000
47	富山地裁	住居侵入、窃盗未遂	R6.10.2	R6.10.2	4,625,000
48	佐賀地裁	窃盗	R6.9.25	R6.10.2	2,560,000
49	津地裁	覚醒罪取締法違反	R6.9.26	R6.10.5	9,637,500
50	大阪高裁	大麻取締法違反(変更後の訴因 大麻取締法違 反、関税法違反)	R6.9.27	R6.10.5	11,075,000
51	福岡地裁	覚醒罪取締法違反、関税法違反	R6.10.2	R6.10.16	3,512,500
52	熊本地裁	非現住建造物等放火、詐欺未遂	R6.10.7	R6.10.16	1,525,000
53	大分地裁	公務執行妨害	R6.9.27	R6.10.16	312,500
54	東京地裁	覚せい剤取締法違反	R6.10.9	R6.10.16	412,500

	裁判所名	事件名	補償決定日	補償決定 確定日	補償額
55	広島地裁	業務上横領	R6.10.17	R6.10.22	4,550,000
56	大阪地裁	強制性交等	R6.10.1	R6.10.22	3,475,000
57	大阪地裁	器物損壊	R6.10.24	R6.10.30	1,030,000
58	大阪地裁	占有離脱物横領	R6.10.25	R6.10.30	1,675,000
59	甲府地裁	器物損壊	R6.10.22	R6.10.31	2,912,500
60	東京地裁	覚醒罪取締法違反(変更後の訴因 覚醒罪取締 法違反、関税法違反)	R6.11.8	R6.11.13	9,725,000
61	大阪地裁	公務執行妨害、傷害	R6.11.28	R6.12.5	370,000
62	大阪地裁	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び 処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	R6.12.10	R6.12.17	225,000
63	松山地裁	詐欺	R6.12.13	R6.12.18	710,000
64	東京地裁	傷害、暴行	R6.12.20	R6.12.25	190,000
65	東京高裁	窃盗	R6.12.20	R6.12.26	992,000

※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに刑事補償決定が確定したもの。ただし、不服申立てがあり、原審で確定しなかったものを除く。

1 検察審査会における起訴相当等議決事件、検察官の事後措置、起訴議決事件及び起訴事件の第一審裁判結果等調査表—令和6年

区分	議決結果			検察官の事後措置			第一審裁判結果														
	起訴相当	不起訴不当	計	起訴	不起訴維持	起訴議決	財産刑						自由刑				無罪 (免訴・公訴棄却を含む)				
							一 万 円 以 下	一 万 円 超 五 万 円 以 下	五 万 円 超 一 〇 万 円 以 下	一 〇 万 円 超 一 五 万 円 以 下	一 五 万 円 超 三 〇 万 円 以 下	三 〇 万 円 超 五 〇 万 円 以 下	五 〇 万 円 を 超 え る も の	計	六 月 未 満	六 月 以 上 一 年 未 満		一 年 以 上 二 年 未 満	二 年 以 上 三 年 未 満	三 年 以 上	計
計	8	83	91	15	63	0	0	0	1	0	4	1	0	6	1	1	4	5	5	16	0

(注) 1 本表の数値は、速報値である。

2 検察官の事後措置、起訴議決、第一審裁判結果は、必ずしもその年の議決結果に対応するものではない。

2 検察審査会における起訴相当等議決事件調査表（罪名別）－令和6年

(刑法犯)

区分	罪名	公務執行妨害、職務強要	住居侵入	不同意わいせつ、不同意性交等	殺人、自殺関与及び同意殺人	傷害、同致死	業務上過失致死傷	名誉毀損、侮辱	窃盗	不動産侵害	強盗、同致死傷等	詐欺	業務上横領	毀棄、隠匿等	刑法犯計
		議決結果	起訴相当			1								1	
	不起訴不当	1	1	8	1	10	7	2	2	1	1	14	2	2	52
	計	1	1	9	1	10	7	2	2	1	1	15	2	2	54

(特別法犯)

区分	罪名	公務員選挙法	道路交法	労働安全衛生法	為等の処罰に関する法律	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	森林法	政治資金規正法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	動物の愛護及び管理に関する法律	宅地建物取引業法	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	会社法	民事執行法	特別法犯合計
		議決結果	起訴相当							2		2			
	不起訴不当	4	1	2	6	2	5	1		1	1	1	1	7	31
	計	4	1	2	6	2	7	1		2	1	1	1	9	37

- (注)
- 1 本表の数値は、速報値である。
  - 2 罪名は申立書記載の罪名（職権の場合は不起訴裁定書記載の罪名）である。
  - 3 「不同意わいせつ、不同意性交等、同致死傷等」には、平成29年法律第72号による改正前の「強かん、強かん等致死傷」（177条～179条、181条）及び令和5年法律第66号による改正前の「強制わいせつ、強制性交等、同致死傷等」（176条～181条）を含む。

## 家事事件・人事訴訟事件の新受、既済及び未済件数(平成27年～令和6年)

	家事事件総数			家事審判事件			家事調停事件			人事訴訟事件			その他		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成27年	969,926	958,661	133,365	784,089	776,092	61,319	140,822	137,601	59,049	10,338	10,362	9,738	34,677	34,606	3,259
平成28年	1,022,766	1,023,687	132,444	835,713	838,566	58,466	140,641	138,701	60,989	10,004	9,949	9,793	36,408	36,471	3,196
平成29年	1,050,183	1,051,731	130,896	863,882	867,597	54,751	139,274	137,194	63,069	9,827	9,973	9,647	37,200	36,967	3,429
平成30年	1,066,322	1,060,706	136,512	883,000	879,230	58,521	135,783	134,079	64,773	9,272	9,474	9,445	38,267	37,923	3,773
令和元年	1,091,804	1,082,436	145,880	907,798	904,757	61,562	136,358	130,519	70,612	9,042	8,827	9,660	38,606	38,333	4,046
令和2年	1,105,379	1,092,000	159,259	926,830	921,166	67,226	130,936	124,346	77,202	8,568	8,156	10,072	39,045	38,332	4,759
令和3年	1,150,372	1,155,625	154,006	967,412	966,781	67,857	132,556	139,190	70,568	10,094	9,173	10,993	40,310	40,481	4,588
令和4年	1,147,681	1,146,500	155,187	976,082	972,995	70,944	123,760	125,436	68,892	8,984	9,171	10,806	38,855	38,898	4,545
令和5年	1,182,509	1,179,325	158,370	1,007,579	1,005,803	72,720	126,185	124,334	70,743	8,830	9,041	10,595	39,915	40,147	4,312
令和6年	1,217,531	1,216,471	159,410	1,042,353	1,041,192	73,880	128,484	128,294	70,923	9,073	8,964	10,704	37,621	38,021	3,903

- 1 令和6年の数値は、速報値である。なお、令和6年の各未済件数は速報値であるため、前年未済件数＋当年新受件数－当年既済件数と一致していない点にご留意頂きたい。
- 2 家事事件総数、家事審判事件及び家事調停事件における数値は、高等裁判所が第一審として行う家事審判事件及び高等裁判所における家事調停事件の件数を含まない。
- 3 「その他」は、通常訴訟事件、子の返還申立事件、家事抗告提起事件、民事控訴提起事件、飛躍上告提起事件、飛躍上告受理申立事件、再審事件、保全命令事件、家事共助事件、家事雑事件の件数の合計である。

成年後見関係事件の新受、既済及び未済件数(平成27年～令和6年)

	後見開始等事件			保佐開始等事件			補助開始等事件			後見等監督処分事件			後見人等の報酬付与事件			任意後見契約に関する法律関係事件		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成27年	27,708	27,733	3,145	11,904	11,832	1,945	4,003	3,894	593	109,253	105,567	16,504	101,088	100,415	4,643	3,428	3,327	375
平成28年	26,970	27,246	2,869	12,374	12,364	1,955	3,943	3,970	566	141,222	142,083	15,643	123,599	123,814	4,428	3,895	3,961	309
平成29年	27,918	27,801	2,986	13,361	13,168	2,148	4,098	4,065	599	153,253	155,834	13,062	137,722	138,343	3,807	4,332	4,337	304
平成30年	28,105	27,961	3,130	14,442	14,209	2,381	4,458	4,383	674	162,084	161,079	14,067	146,984	146,153	4,638	4,512	4,479	337
令和元年	26,571	26,524	3,177	15,513	15,286	2,608	5,661	5,408	927	166,927	167,248	13,746	157,017	156,921	4,734	4,619	4,619	337
令和2年	26,442	26,434	3,185	17,270	16,898	2,980	7,426	7,160	1,193	169,321	168,719	14,348	165,818	165,327	5,225	4,745	4,722	360
令和3年	28,143	27,859	3,469	18,715	18,494	3,201	7,974	7,880	1,287	173,445	173,557	14,236	178,041	177,472	5,794	4,895	4,907	348
令和4年	28,077	28,049	3,497	18,727	18,649	3,279	7,504	7,555	1,236	177,320	176,689	14,867	189,334	188,674	6,454	5,049	4,982	415
令和5年	28,440	28,375	3,562	20,216	19,926	3,569	7,724	7,703	1,257	176,781	176,592	15,056	195,897	195,689	6,662	5,225	5,225	415
令和6年	28,923	28,904	3,581	20,692	20,507	3,754	8,433	8,202	1,488	175,119	174,609	15,566	203,043	203,050	6,655	5,155	5,169	401

- 1 後見開始等事件とは、後見開始の審判及びその取消事件をいう。
- 2 保佐開始等事件とは、保佐開始の審判、その取消しその他の保佐に関する処分事件をいう。
- 3 補助開始等事件とは、補助開始の審判、その取消しその他の補助に関する処分事件をいう。
- 4 後見等監督処分事件とは、後見、保佐又は補助の事務の報告その他の後見等の事務に関する処分事件をいう。
- 5 後見人等の報酬付与事件とは、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人に対する報酬の付与事件をいう。
- 6 任意後見契約に関する法律関係事件とは、任意後見監督人選任、任意後見監督処分及び任意後見監督人の報酬等任意後見契約に関する法律に基づいて申し立てられた事件をいう。
- 7 令和6年の数値は、速報値である。

特別養子縁組の成立及び養子縁組許可の既済件数(終局区分別)  
(平成27年～令和6年)

特別養子縁組

既済総数	終局区分別件数			
	認容	却下	取下げ	その他
平成27年	655	542	31	81
平成28年	584	495	18	69
平成29年	713	616	21	69
平成30年	719	624	18	77
令和元年	833	711	25	93
令和2年	814	693	18	100
令和3年	814	683	25	103
令和4年	692	580	18	92
令和5年	676	587	12	74
令和6年	652	563	17	67

養子縁組許可

既済総数	終局区分別件数			
	認容	却下	取下げ	その他
平成27年	1042	728	20	286
平成28年	1092	744	39	297
平成29年	1265	825	31	255
平成30年	937	619	17	289
令和元年	986	677	21	276
令和2年	866	606	15	237
令和3年	726	515	15	188
令和4年	601	421	15	154
令和5年	747	517	25	191
令和6年	639	430	21	170

(注) 令和6年の数値は、速報値である。

特別養子縁組の成立及び養子縁組許可の既済件数(養親となる者と養子となる者との関係別)

(平成28年4月～平成29年3月)

既済総数	終局区分別件数			
	認容	却下	取下げ	その他
特別養子縁組の成立	607	538	14	53
親族	80	35	9	35
里親	366	358	2	5
その他	161	145	3	13
養子縁組許可	711	480	31	198
親族	524	365	12	145
里親	24	23	0	1
その他	163	92	19	52
合計	1,318	1,018	45	251

(注) 数値は、実情調査の結果に基づく概数である。  
(注) 各表の上部記載の期間以外の数値は、把握していない。

(令和2年4月～同年12月)

既済総数	終局区分別件数			
	認容	却下	取下げ	その他
特別養子縁組の成立	244	179	6	57
養親	39	18	3	16
親族	33	4	2	27
里親	132	126	0	6
その他	40	31	1	8

(令和3年1月～同年12月)

既済総数	終局区分別件数			
	認容	却下	取下げ	その他
特別養子縁組の成立	783	659	22	99
養親	109	61	14	34
親族	53	19	4	30
里親	492	477	1	12
その他	129	102	3	23

(令和4年1月～同年12月)

既済総数	終局区分別件数			
	認容	却下	取下げ	その他
特別養子縁組の成立	662	568	17	77
養親	100	66	8	26
親族	65	29	5	31
里親	412	404	2	6
その他	85	69	2	14

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく  
子の返還申立事件の新受、既済及び未済件数(平成27年～令和6年)

	新受	既済	未済
平成27年	26	28	5
平成28年	25	25	5
平成29年	12	15	2
平成30年	27	25	4
令和元年	16	19	1
令和2年	18	15	4
令和3年	9	11	2
令和4年	22	17	7
令和5年	17	22	2
令和6年	15	14	3

(注)令和6年の数値は、速報値である。

終局区分別既済件数

	既済総数	終局区分別件数				
		認容	却下	調停成立	取下げ	その他
平成27年	28	14	2	8	0	4
平成28年	25	6	5	8	4	2
平成29年	15	5	0	8	1	1
平成30年	25	6	5	12	2	0
令和元年	19	3	3	11	0	2
令和2年	15	5	3	4	1	2
令和3年	11	4	0	4	2	1
令和4年	17	8	3	6	0	0
令和5年	22	6	4	10	2	0
令和6年	14	4	1	6	1	2

(注)数値は、実情調査の結果に基づく概数である。

(注)調停成立は、手続上、子の返還申立事件について申立ての取下げがあったものとみなされる(法147条)。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に  
基づく面会交流の調停等申立事件の新受件数(平成27年～令和6年)

	件数
平成27年	11
平成28年	10
平成29年	3
平成30年	3
令和元年	0
令和2年	4
令和3年	5
令和4年	7
令和5年	14
令和6年	3

(注)数値は、実情調査の結果に基づく概数であり、標記面会交流事件として当該年に把握したものである。

(注)移送で係属した事件を含む。

(注)既済及び未済件数については把握していない。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく  
子の返還申立事件の平均審理期間(平成27年～令和6年)

	平均審理期間(日)
平成27年	53.6
平成28年	103.0
平成29年	52.3
平成30年	51.8
令和元年	53.6
令和2年	67.5
令和3年	67.7
令和4年	59.0
令和5年	71.2
令和6年	59.4

(注) 数値は、実情調査の結果に基づく概数である。

(注) 移送で係属又は終局した事件を含む。

(注) 同法律に基づく面会交流の調停等申立事件の平均審理期間については把握していない。

少年保護事件（一般保護事件、道路交通保護事件別）及び準少年保護事件の新受、既済及び未済人員（平成27年～令和6年）

		新 受	既 済	未 済
平成27年	少年総数	93,395	96,329	13,334
	少年一般保護	72,701	75,294	10,657
	道路交通保護	20,694	21,035	2,677
	準少年保護	598	604	77
平成28年	少年総数	81,998	83,908	11,424
	少年一般保護	62,888	64,280	9,265
	道路交通保護	19,110	19,628	2,159
	準少年保護	605	600	82
平成29年	少年総数	73,353	74,441	10,336
	少年一般保護	56,386	57,325	8,326
	道路交通保護	16,967	17,116	2,010
	準少年保護	666	646	102
平成30年	少年総数	64,869	65,636	9,569
	少年一般保護	49,599	50,238	7,687
	道路交通保護	15,270	15,398	1,882
	準少年保護	585	593	94
令和元年	少年総数	56,408	56,959	9,018
	少年一般保護	43,066	43,474	7,279
	道路交通保護	13,342	13,485	1,739
	準少年保護	567	570	91
令和2年	少年総数	51,485	52,620	7,883
	少年一般保護	38,547	39,628	6,198
	道路交通保護	12,938	12,992	1,685
	準少年保護	534	536	89
令和3年	少年総数	45,873	46,527	7,229
	少年一般保護	34,472	34,973	5,697
	道路交通保護	11,401	11,554	1,532
	準少年保護	494	503	80
令和4年	少年総数	44,629	43,802	8,056
	少年一般保護	33,849	33,001	6,545
	道路交通保護	10,780	10,801	1,511
	準少年保護	413	465	28
令和5年	少年総数	52,642	51,155	9,543
	少年一般保護	40,253	39,095	7,703
	道路交通保護	12,389	12,060	1,840
	準少年保護	37	64	1
令和6年	少年総数	56,258	55,721	10,080
	少年一般保護	43,073	42,452	8,324
	道路交通保護	13,185	13,269	1,756
	準少年保護	17	16	2

- (注) 1 一般保護事件とは、少年保護事件から道路交通保護事件を除いたものをいう。  
 2 道路交通保護事件とは、道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件をいう。  
 3 令和6年の数値は速報値である。

## 少年一般保護事件における逆送決定により終局した人員(行為時年齢別、平成27年～令和6年)

	総数	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
平成27年	135	0	1	7	7	29	91
平成28年	109	0	0	4	7	20	78
平成29年	107	0	0	2	2	30	73
平成30年	108	0	0	1	6	24	77
令和元年	99	0	1	0	5	29	64
令和2年	96	0	0	2	4	32	58
令和3年	79	0	1	8	5	16	49
令和4年	186	0	0	0	10	63	113
令和5年	288	0	0	1	5	94	188
令和6年	312	0	1	3	11	114	183

(注)1 一般保護事件とは、少年保護事件から道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件を除いたものをいう。

2 次の事件を除く。

(1) 簡易送致事件

(2) (無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、自動車運転過失致死傷事件、(無免許)危険運転致死傷事件、車両運転による過失致死傷事件及び車両運転による業務上(重)過失致死傷事件(いずれも令和4年3月以前終局分のみ)

(3) 移送・回付で終局した事件

(4) 併合審理され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)

3 令和4年以降の数値は、統計取得方法の変更により集計可能となった、上記2(2)の事件の令和4年4月以降終局分の数値を含む。

なお、令和3年までとの比較のため、可能な限り令和4年3月終局分までと近い方法(※)で令和4年4月以降終局分を算出した場合の令和4年から令和6年までの数値は、令和4年総数99人(内訳:行為時年齢17歳7人、18歳32人、19歳60人)、令和5年総数153人(内訳:行為時年齢16歳1人、17歳3人、18歳53人、19歳96人)、令和6年総数154人(内訳:行為時年齢15歳1人、16歳2人、17歳9人、18歳58人、19歳84人)である。

※ 統計取得方法変更後の集計対象事件から、(無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、自動車運転過失致死傷事件及び(無免許)危険運転致死傷事件を除外した。

4 本表でいう逆送決定とは、刑事処分相当を理由とする検察官送致決定をいう。

5 令和6年の数値は速報値である。

少年法22条の3第1項、同第2項及び22条の5第2項により各国選付添人が付された人員(既済)及び弁護士(国選)付添人の選任数(平成27年～令和6年)

	22条の3第1項による選任		22条の3第2項による選任		22条の5第2項による選任	
	人員	弁護士付添人選任数	人員	弁護士付添人選任数	人員	弁護士付添人選任数
平成27年	4	5	3,256	3,288	6	6
平成28年	3	3	3,200	3,242	10	10
平成29年	3	3	3,129	3,159	11	11
平成30年	2	2	3,407	3,442	6	6
令和元年	3	3	3,105	3,116	7	7
令和2年	6	9	2,938	2,976	8	8
令和3年	4	5	2,564	2,596	5	5
令和4年	1	1	2,580	2,612	9	9
令和5年	3	3	3,395	3,427	5	5
令和6年	5	7	3,739	3,769	6	6

- (注) 1 移送・回付・併合で終局した事件を除く。  
2 数値は裁判統計報告書及び各庁からの報告に基づくものである。

一般保護事件における検察官関与決定のあった人員(平成27年～令和6年)

	検察官 関与決定
平成27年	41
平成28年	29
平成29年	41
平成30年	43
令和元年	39
令和2年	35
令和3年	35
令和4年	35
令和5年	34
令和6年	44

- (注) 1 一般保護事件とは、少年保護事件から道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件を除いたものをいう。  
2 次の事件を除く。  
(1) 簡易送致事件  
(2) (無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件及び(無免許)危険運転致死傷事件  
(3) 自動車運転過失致死傷事件、車両運転による過失致死傷事件及び車両運転による業務上(重)過失致死傷事件(いずれも令和4年3月以前終局分のみ)  
(4) 移送・回付で終局した事件  
(5) 併合審理され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)  
3 令和4年以降の数値は、統計取得方法の変更により集計可能となった上記2(3)の事件の令和4年4月以降終局分の数値を含む。  
4 令和6年の数値は速報値である。

## 少年補償事件決定報告事例（令和6年確定分）

番号	裁判所名	非行なしとなった保護事件	補償決定日	補償額（円）
1	津家裁	傷害	令和6年1月5日	887,500
2	宮崎家裁	傷害	令和6年1月10日	462,500
3	那覇家裁沖縄支部	道路交通法	令和6年2月1日	0
4	大阪家裁堺支部	住居侵入	令和6年2月8日	145,000
5	大阪家裁	覚醒剤取締法	令和6年2月13日	0
6	山口家裁	恐喝	令和6年4月9日	250,000
7	千葉家裁	傷害	令和6年4月22日	0
8	横浜家裁横須賀支部	詐欺未遂	令和6年4月24日	850,000
9	さいたま家裁	詐欺、詐欺未遂	令和6年4月30日	20,000
10	奈良家裁	窃盗	令和6年5月8日	185,000
11	東京家裁	建造物侵入幫助、強盗致傷幫助	令和6年5月17日	500,000
12	大阪家裁	監禁致死	令和6年6月18日	126,000
13	長崎家裁	強制性交等	令和6年6月18日	0
14	さいたま家裁	窃盗	令和6年8月7日	0
15	横浜家裁	大麻取締法	令和6年8月30日	180,000
16	さいたま家裁	恐喝未遂	令和6年10月3日	252,000
17	大阪家裁	道路交通法	令和6年12月6日	0
18	岡山家裁	傷害	令和6年12月9日	36,000

（注）この一覧表は、令和6年1月1日から令和6年12月末日までに確定した少年補償事件につき、令和7年2月7日までの報告に基づいて作成したものである。

## 民事通常訴訟平均審理期間

(単位：月)

	第一審		控訴審		上告審		
	簡易裁判所	地方裁判所	地方裁判所	高等裁判所	高等裁判所	最高裁判所	
						上告	上告受理
平成27年	2.8	8.7	7.2	6.0	4.3	4.5	5.0
平成28年	2.8	8.6	7.3	5.8	5.2	3.5	3.6
平成29年	2.8	8.7	7.5	5.7	4.2	2.7	2.9
平成30年	2.7	9.0	5.2	5.7	3.9	2.5	2.7
令和元年	2.8	9.5	5.1	5.8	4.0	3.2	3.4
令和2年	3.7	9.9	5.8	6.8	4.1	4.8	5.1
令和3年	3.7	10.5	5.3	6.7	3.0	3.2	3.5
令和4年	3.4	10.5	5.4	6.5	4.4	3.3	3.6
令和5年	3.1	9.8	5.1	6.5	4.4	3.3	3.6
令和6年	3.1	9.2	5.0	6.4	4.3	3.3	3.5

- (注) 1 令和6年の数値は、速報値である。  
 2 第一審については、少額訴訟から通常訴訟に移行した事件を除く。  
 3 最高裁判所が上告審の場合、上告審に直接上告状を提出したものは含まれていない。

刑事通常訴訟平均審理期間（審級別）

（単位：月）

年度	第一審		控訴審	上告審
	簡易裁判所	地方裁判所	高等裁判所	最高裁判所
平成27年	2.2	3.0	3.2	2.8
28	2.2	3.2	3.3	2.8
29	2.2	3.2	3.4	2.9
30	2.2	3.3	3.4	2.9
令和元年	2.4	3.4	3.4	2.8
2	2.5	3.6	3.7	3.1
3	2.5	3.7	3.7	2.9
4	2.5	3.8	3.9	2.7
5	2.5	3.9	3.9	2.8
6	2.7	3.9	4.0	2.9

（注）令和6年は速報値である。

行政訴訟事件の平均審理期間

(単位:月)

	第一審		控訴審	上告審	
	地方裁判所	高等裁判所	高等裁判所	上告事件	上告受理事件
平成 27 年	14.6	8.3	5.9	5.4	6.2
平成 28 年	14.4	8.0	5.9	4.7	5.4
平成 29 年	15.2	9.6	5.7	3.9	4.0
平成 30 年	14.5	9.2	6.1	3.2	3.5
令和元年	16.2	8.0	6.1	2.9	3.2
令和2年	15.9	9.9	7.6	4.2	4.5
令和3年	18.0	9.9	7.5	2.8	3.2
令和4年	16.4	8.5	7.3	2.4	2.9
令和5年	17.3	9.5	7.6	2.9	2.6
令和6年	14.8	8.7	7.1	3.9	4.0

(注)令和6年の数値は速報値である。

## 医事関係事件の平均審理期間

(単位:月)

	平均審理期間	
	第一審	控訴審
平成27年	22.8	8.7
平成28年	23.2	6.9
平成29年	24.4	7.7
平成30年	23.5	7.8
令和元年	25.2	8.4
令和2年	26.1	9.6
令和3年	26.7	9.0
令和4年	26.4	7.9
令和5年	26.4	8.3
令和6年	24.7	7.5

(注)1 令和6年の数値は、速報値である。

2 上告審については把握していない。

3 第一審については、少額訴訟から通常訴訟に移行した事件を除く。

## 建築関係事件の平均審理期間

(単位:月)

	平均審理期間	
	第一審	控訴審
平成27年	15.3	7.7
平成28年	16.3	7.3
平成29年	15.9	7.8
平成30年	16.0	7.7
令和元年	16.5	6.6
令和2年	16.9	7.9
令和3年	19.2	8.7
令和4年	20.0	7.2
令和5年	19.9	8.9
令和6年	18.7	8.1

(注)1 令和6年の数値は、速報値である。

2 上告審については把握していない。

3 第一審については、少額訴訟から通常訴訟に移行した事件を除く。

労働関係民事訴訟事件の平均審理期間  
(単位:月)

	第一審	控訴審
	地方裁判所	高等裁判所
平成 27 年	14.2	5.7
平成 28 年	14.3	5.6
平成 29 年	14.7	6.0
平成 30 年	14.5	6.0
令和元年	15.5	6.2
令和2年	15.9	7.3
令和3年	16.7	6.9
令和4年	17.2	6.6
令和5年	17.9	6.4
令和6年	16.1	6.9

(注1) 令和6年の数値は速報値である。

(注2) 上告審については把握していない。

労働審判事件の平均審理期間  
(単位:月)

平成 27 年	2.7
平成 28 年	2.6
平成 29 年	2.6
平成 30 年	2.7
令和元年	2.9
令和2年	3.6
令和3年	3.0
令和4年	3.0
令和5年	3.0
令和6年	3.2

(注) 令和6年の数値は速報値である。

知的財産権関係民事訴訟事件の平均審理期間  
(単位:月)

	第一審	控訴審
	地方裁判所	高等裁判所
平成 27 年	14.5	8.0
平成 28 年	14.0	8.0
平成 29 年	13.0	7.5
平成 30 年	12.9	7.7
令和元年	15.2	7.3
令和2年	15.4	9.4
令和3年	16.2	7.5
令和4年	16.7	8.7
令和5年	15.8	8.1
令和6年	15.4	7.7

(注1) 令和6年の数値は速報値である。

(注2) 上告審については把握していない。

## 交通関係訴訟事件の平均審理期間

(単位:月)

	平均審理期間	
	第一審	控訴審
平成27年	8.6	5.0
平成28年	8.8	4.8
平成29年	8.9	4.7
平成30年	8.9	4.7
令和元年	9.2	4.9
令和2年	9.8	5.6
令和3年	10.2	5.1
令和4年	9.9	5.1
令和5年	9.4	5.1
令和6年	9.0	5.0

(注)1 令和6年の数値は、速報値である。

2 上告審については把握していない。

3 第一審については、少額訴訟から通常訴訟に移行した事件を除く。

人証調べのある民事第一審訴訟事件の平均審理期間（対席判決、和解）  
（単位：月）

	平均審理期間	
	対席判決	和解
平成27年	20.1	18.8
平成28年	20.6	19.3
平成29年	20.7	19.4
平成30年	21.4	20.1
令和元年	21.9	20.7
令和2年	23.0	21.9
令和3年	23.4	21.5
令和4年	23.6	22.6
令和5年	23.9	22.4
令和6年	23.5	22.1

- (注) 1 令和6年の数値は、速報値である。  
2 対象事件は、地裁民事第一審訴訟事件のほか、家裁における第一審（人事訴訟等）を含む。

## 家事事件及び人事訴訟事件の平均審理期間(平成27年～令和6年)

## 家事事件の平均審理期間(月)

	審判事件全体	別表第一(甲類)審判事件	別表第二(乙類)審判事件	調停事件全体
平成27年	1.1	1.0	5.6	5.3
平成28年	1.1	1.0	5.6	5.5
平成29年	1.1	1.0	5.6	5.8
平成30年	1.1	1.0	5.7	6.0
令和元年	1.1	1.0	5.8	6.3
令和2年	1.2	1.1	6.0	7.2
令和3年	1.1	1.0	6.0	7.4
令和4年	1.1	1.0	6.1	7.2
令和5年	1.1	1.0	6.3	7.2
令和6年	1.1	1.0	6.0	7.2

(注) 令和6年の数値は、速報値である。

## 人事訴訟事件の平均審理期間(月)

	人事訴訟全体
平成27年	11.9
平成28年	12.3
平成29年	12.5
平成30年	12.8
令和元年	13.2
令和2年	13.8
令和3年	13.8
令和4年	14.3
令和5年	14.9
令和6年	14.8

(注) 令和6年の数値は、速報値である。

## 少年保護事件の平均審理期間（一般、道路交通別、平成27年～令和6年）

## 一般保護事件

	平均審理期間(月)
平成27年	2.5
平成28年	2.4
平成29年	2.5
平成30年	2.6
令和元年	2.7
令和2年	3.1
令和3年	2.7
令和4年	2.3
令和5年	2.4
令和6年	2.5

(注)1 一般保護事件とは、少年保護事件から道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件を除いたものをいう。

2 次の事件を除く。

(1) 簡易送致事件

(2) (無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、自動車運転過失致死傷事件、(無免許)危険運転致死傷事件、車両運転による過失致死傷事件及び車両運転による業務上(重)過失致死傷事件(いずれも令和4年3月以前終局分のみ)

(3) 移送・回付で終局した事件

(4) 併合審理され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)

3 令和4年以降の数値は、統計取得方法の変更により集計可能となった、上記2(2)の事件の令和4年4月以降終局分の数値を含む。

なお、令和3年までとの比較のため、可能な限り令和4年3月終局分までと近い方法(※)で令和4年4月以降終局分を算出した場合の令和4年から令和6年までの数値は、令和4年の平均審理期間2.7月、令和5年の平均審理期間2.7月、令和6年の平均審理期間2.8月である。

※ 統計取得方法変更後の集計対象事件から、(無免許)過失運転致死傷事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、自動車運転過失致死傷事件及び(無免許)危険運転致死傷事件を除外した。

4 令和6年の数値は速報値である。

## 道路交通保護事件

	平均審理期間(月)
平成27年	1.6
平成28年	1.6
平成29年	1.6
平成30年	1.6
令和元年	1.6
令和2年	1.8
令和3年	1.7
令和4年	1.7
令和5年	1.5
令和6年	1.6

(注)1 道路交通保護事件とは、道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件をいう。

2 令和5年以降の数値は、次の事件を除いた数値である。

(1) 簡易送致事件

(2) 反則金不納付事件

(3) 移送・回付で終局した事件

(4) 併合審理され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)

3 令和6年の数値は速報値である。

## 民事第一審訴訟事件の合議率

	合議事件	単独事件	合議率
平成27年	7,192	144,400	4.7%
平成28年	7,232	151,003	4.6%
平成29年	7,542	148,679	4.8%
平成30年	7,757	140,655	5.2%
令和元年	7,963	132,656	5.7%
令和2年	6,876	124,272	5.2%
令和3年	8,109	140,374	5.5%
令和4年	7,714	133,494	5.5%
令和5年	7,816	139,099	5.3%
令和6年	7,057	141,483	4.8%

※ 令和6年の数値は、速報値である。

※ 対象事件は、地裁民事第一審訴訟事件のほか、家裁における第一審（人事訴訟等・平成16年から）を含む。

民事事件におけるウェブ会議の実施件数（手続類型別）

	口頭弁論	弁論準備	書面による準備手続	和解	労働審判	その他	労働審判を除いた小計	総計
令和2年2月		96	32			5	133	133
3月		236	99			13	348	348
4月		41	38			4	83	83
5月		16	55			13	84	84
6月		162	380		0	59	601	601
7月		369	989		18	98	1456	1474
8月		412	1101		30	69	1582	1612
9月		729	2127		30	88	2944	2974
10月		896	2951		50	126	3973	4023
11月		886	3267		36	160	4313	4349
12月		1155	4236		36	240	5631	5667
令和3年1月		1156	4794		56	255	6205	6261
2月		1459	6306		60	327	8092	8152
3月		2070	9480		88	440	11990	12078
4月		1810	8971		51	252	11033	11084
5月		1740	8711		56	333	10784	10840
6月		2174	11503		66	400	14077	14143
7月		2511	12626		70	403	15540	15610
8月		1676	8372		34	305	10353	10387
9月		2782	14419		58	502	17703	17761
10月		2563	14603		62	553	17719	17781
11月		2655	14176		76	531	17362	17438
12月		2727	14977		55	512	18216	18271
令和4年1月		2100	12371		46	452	14923	14969
2月		2355	13824		57	530	16709	16766
3月		2970	17849		87	580	21399	21486
4月		2374	15898		71	398	18670	18741
5月		2171	15071		51	386	17628	17679
6月		2711	19498		74	452	22661	22735
7月		2779	19749		88	559	23087	23175
8月		1891	14068		46	426	16385	16431
9月		3195	23707		62	650	27552	27614
10月		3015	23487		60	670	27172	27232
11月		2950	22803		53	786	26539	26592
12月		3159	23612		53	1013	27784	27837
令和5年1月		2569	19666		47	858	23093	23140
2月		2738	21578		39	1018	25334	25373
3月		10898	18850	1570	81	628	31946	32027
4月		13020	14327	1075	61	553	28975	29036
5月		14271	11367	1114	41	563	27315	27356
6月		17894	11868	1528	87	607	31897	31984
7月		18177	11221	1786	69	594	31778	31847
8月		12867	6739	1120	58	318	21044	21102
9月		21460	10770	1756	75	595	34581	34656
10月		21020	9558	2041	73	515	33134	33207
11月		21178	9066	1951	66	530	32725	32791
12月		21559	8452	2058	88	574	32643	32731
令和6年1月		18438	6893	1487	63	504	27322	27385
2月		22290	7761	1934	74	597	32582	32656
3月	546	24504	8162	2049	85	658	35919	36004
4月	839	23391	6910	1326	65	560	33026	33091
5月	1677	25027	7136	1572	57	638	36050	36107
6月	2017	25107	6900	1826	78	601	36451	36529
7月	2892	28114	7251	2297	95	731	41285	41380
8月	2154	18571	4648	1362	39	385	27120	27159
9月	4227	29611	7440	2154	81	701	44133	44214
10月	4734	31561	7889	2604	75	775	47563	47638
11月	4700	28686	6947	2507	86	695	43535	43621
12月	5052	29003	6792	2754	101	770	44371	44472
合計	28838	543945	604341	39871	3364	27558	1244553	1247917

(令和7年1月17日時点で報告された件数(速報値))

うち  
地裁  
支部

うち  
高裁

うち  
簡裁

## 家事事件手続等におけるウェブ会議の実施件数（各月版）

	人事訴訟手続	家事審判手続	家事調停手続	合計
令和3年12月	—	—	29	29
令和4年1月	—	—	60	60
2月	—	—	93	93
3月	—	—	142	142
4月	—	—	140	140
5月	—	—	127	127
6月	—	—	200	200
7月	—	—	201	201
8月	—	—	172	172
9月	—	—	264	264
10月	—	—	297	297
11月	—	—	429	429
12月	—	—	456	456
令和5年1月	—	—	519	519
2月	—	—	603	603
3月	—	—	682	682
4月	—	—	670	670
5月	—	—	696	696
6月	—	—	819	819
7月	—	—	792	792
8月	—	—	661	661
9月	—	—	995	995
10月	—	—	999	999
11月	—	—	1034	1034
12月	389	39	1107	1535
令和6年1月	1223	108	1227	2558
2月	1831	182	1388	3401
3月	2191	222	1432	3845
4月	2434	241	1561	4236
5月	2581	267	1900	4748
6月	2808	339	2029	5176
7月	3224	409	2632	6265
8月	2097	278	1898	4273
9月	3320	464	3296	7080
10月	3660	521	3785	7966
11月	3292	539	3746	7577
12月	3216	542	3818	7576
令和7年1月	2956	466	3946	7368
合計	35222	4617	44845	84684

(令和7年2月18日時点で報告された件数（速報値）)

## 【補足説明】

- 件数は、期日等を基準にカウントしている。
- ウェブ会議の件数は、手続の別(期日、事実上の打合せ等)を問わずカウントしている。

家事調停手続におけるウェブ会議の実施件数（各月版）

	婚姻関係事件	子の監護事件	遺産分割事件	その他	合計
令和3年12月	19	5	4	1	29
令和4年1月	40	12	5	3	60
2月	67	16	6	4	93
3月	93	24	19	6	142
4月	88	31	15	6	140
5月	82	26	15	4	127
6月	136	34	21	9	200
7月	124	41	24	12	201
8月	99	34	28	11	172
9月	159	57	36	12	264
10月	177	52	48	20	297
11月	274	74	60	21	429
12月	259	96	77	24	456
令和5年1月	306	90	100	23	519
2月	359	106	111	27	603
3月	392	113	143	34	682
4月	375	129	132	34	670
5月	407	112	141	36	696
6月	459	146	169	45	819
7月	442	118	191	41	792
8月	381	102	151	27	661
9月	524	176	236	59	995
10月	530	156	253	60	999
11月	542	162	265	65	1034
12月	563	191	285	68	1107
令和6年1月	609	214	321	83	1227
2月	676	228	360	124	1388
3月	645	244	385	158	1432
4月	732	271	403	155	1561
5月	938	300	499	163	1900
6月	964	374	519	172	2029
合計	11461	3734	5022	1507	21724

（令和6年7月17日時点で報告された件数（速報値））

【補足説明】

○各事件類型の具体的範囲は、次のとおり。

・「婚姻関係事件」とは、夫婦同居及び協力扶助（令和4年2月分までは「その他」として集計）、婚姻費用分担（生活費又は婚姻中の養育費を含む。）、夫婦関係調整、離婚などのほか、婚姻中の夫婦間の紛争一切である。

・「子の監護事件」とは、家事事件手続法別表第二の3項に掲げる事項のうち、子の養育費請求、親子交流（面会交流）、子の引渡し、監護者の指定事件及び同法別表第二の10項に掲げる事項のうち、未成年者の扶養料の請求（令和4年2月分までは「その他」として集計）事件である。

・「遺産分割事件」とは、家事事件手続法別表第二の12項に掲げる遺産の分割に関する事件である。

・「その他」は上記の各事件以外の事件を対象とする。

○複数の事件が関連事件として同時にウェブ会議によって実施された場合は、最初に申し立てられた事件の事件番号を基準に事件類型を計上している。

○件数は、期日等を基準にカウントしている（例：α事件が3月3日と3月29日にそれぞれウェブ会議を実施した場合は2件とカウントする。）。

○ウェブ会議の件数は、手続の別（期日、事実上の打合せ等）を問わず計上している。

○令和6年7月以降の各事件類型別の数値は把握していない。

### 裁判所予算額及びその内訳

(単位：千円)

年度	国の予算額	裁判所予算額	国の予算に 対する割合 (%)	裁判所予算額内訳			
				人件費	裁判費	施設費	その他
平成28	96,721,841,054	315,300,114	0.326	264,803,867	19,124,553	14,604,687	16,767,007
平成29	97,454,709,410	317,702,810	0.326	266,609,844	18,917,371	15,871,546	16,304,049
平成30	97,712,769,411	321,210,516	0.329	270,577,447	19,050,740	15,392,321	16,190,008
令和元	101,457,093,570	325,574,308	0.321	271,072,241	19,764,433	17,480,346	17,257,288
令和2	102,657,971,326	326,624,181	0.318	272,429,613	19,716,454	17,024,474	17,453,640
令和3	106,609,707,875	325,367,912	0.305	273,321,100	20,250,432	14,624,474	17,171,906
令和4	107,596,424,558	322,813,550	0.300	269,821,456	19,574,076	14,556,658	18,861,360
令和5	114,381,235,569	322,216,780	0.282	263,102,547	24,844,232	14,631,096	19,638,905
令和6	112,571,688,422	330,979,009	0.294	271,153,142	23,962,226	14,638,503	21,225,138
令和7	115,541,501,128	335,192,439	0.290	271,102,796	26,360,901	14,000,777	23,727,965

裁判関係一覧表

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
民事調停委員	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,550円	手当 15,750円
調停官	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,800円	手当 31,100円
専門委員	手当 22,300円	手当 22,300円	手当 22,300円	手当 22,400円	手当 22,600円
労働審判員	手当 22,300円	手当 22,300円	手当 22,300円	手当 22,400円	手当 22,600円
司法委員	日当 5,730円	日当 5,730円	日当 5,730円	日当 5,760円	日当 5,820円
鑑定委員	日当 6,060円	日当 6,060円	日当 6,060円	日当 6,080円	日当 6,140円
国選弁護人	報酬 標準額(地裁) 85,100円	報酬 標準額(地裁) 85,100円	報酬 標準額(地裁) 85,100円	報酬 標準額(地裁) 85,100円	報酬 標準額(地裁) 85,100円
	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,140円	日当 4,200円
証人、参考人	日当 4,025円	日当 4,025円	日当 4,025円	日当 4,050円	日当 4,100円
鑑定人、通訳人	報酬 単価の定めなし	報酬 単価の定めなし	報酬 単価の定めなし	報酬 単価の定めなし	報酬 単価の定めなし
	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,140円	日当 4,200円
精神保健審判員	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,800円	手当 31,100円
精神保健参与員	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,550円	手当 15,750円
国選付添人	報酬 標準額(地裁) 110,700円	報酬 標準額(地裁) 110,700円	報酬 標準額(地裁) 110,700円	報酬 標準額(地裁) 110,700円	報酬 標準額(地裁) 110,700円
	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,140円	日当 4,200円
家事調停委員	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,500円	手当 15,550円	手当 15,750円
参与員	日当 5,730円	日当 5,730円	日当 5,730円	日当 5,760円	日当 5,820円
立会人	日当 5,400円	日当 5,400円	日当 5,400円	日当 5,420円	日当 5,470円
検察審査員	日当(関与者) 5,960円	日当(関与者) 5,960円	日当(関与者) 5,960円	日当(関与者) 6,000円	日当(関与者) 6,080円
	日当(不関与者) 4,025円	日当(不関与者) 4,025円	日当(不関与者) 4,025円	日当(不関与者) 4,050円	日当(不関与者) 4,100円
証人	日当 4,025円	日当 4,025円	日当 4,025円	日当 4,050円	日当 4,100円
専門的助言者	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,110円	日当 4,140円	日当 4,200円
裁判員 補充裁判員	日当 10,050円	日当 10,050円	日当 10,050円	日当 10,100円	日当 10,200円
遺任予定裁判員 裁判員候補者	日当 5,230円	日当 5,230円	日当 5,230円	日当 5,270円	日当 5,330円
審査補助員	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,700円	手当 30,800円	手当 31,100円
指定弁護士	報酬 1,713,872円	報酬 1,713,872円	報酬 1,713,872円	報酬 1,713,872円	報酬 1,713,872円

## 電算機処理に係る裁判事務及び司法行政事務の概要、ネットワーク化の進展状況と関連予算

### 1 裁判事務

裁判事務における主要な電算機処理システムの概要は、以下のとおりであり、これらの令和7年度の予算総額は、約4,055百万円となっている。

#### (1) 裁判事務処理システム

民事及び刑事裁判手続並びに家事手続全般についてシステム化し、事件情報の共有による事務処理及び事件進行管理の合理化や効率化を図るものである。旧裁判事務処理システムは、民事事件を対象とする部分については平成12年度から、刑事事件を対象とする部分については平成13年度から順次、地方裁判所に導入してきたが、平成17年度から、システムの構造や外部システムとの連携の在り方について、抜本的に見直した上で新システムの開発を行った。民事事件を対象とする部分については、平成19年度にシステム試験等を経て運用を開始し、平成26年度から平成27年度にかけて家事事件についても利用できるよう改修及び導入展開を行い、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所全庁において運用してきたが、令和6年度にe事件管理システムが運用を開始したことに伴い、全庁で稼働を終了した。他方、刑事事件を対象とする部分については、平成22年度にシステム試験等を経て運用を開始し、現在は地方裁判所全庁において運用中である。

#### (2) 民事執行事件処理システム

不動産等執行事件の各種データをシステム上で管理することにより、事件検索、物件検索、進行管理、各種帳票作成等を行い、不動産等執行事件の事務処理全般について、効率化、迅速化を図るものである。旧システムは平成14年度から全国で導入、運用していたが、セキュリティ強化や職員負担の軽減を図るため、センターサーバ方式の新システムを平成25年度から平成26年度にかけて開発した。新システムへの移行は平成27年度から順次行われ、平成28年度に完了し、現在全国で運用中である。

#### (3) 裁判員候補者名簿管理システム

全国60か所の裁判員裁判取扱庁で利用することを目的として開発したシステムで、裁判員候補者名簿を調製、管理したり、裁判員をくじで選任するなど、裁判員等の選任手続管理業務を効率的に処理するための機能が実装されている。平成21年1月から本格稼働した。

#### (4) 裁判統計データ処理システム

下級裁判所における統計報告から最高裁判所におけるデータの集約・管理等の統計業務全般をシステム化することで国民への正確な統計データの迅速かつ円滑な提供を図るものである。

#### (5) 裁判事務支援システム

少年事件、簡易裁判所の民事事件、督促事件並びに高等裁判所及び簡易裁判所の刑事事件の各種データをセキュリティの確保されたシステム上で管理し、事件検索、当事者検索、期日検索等の機能を共通して利用することにより、これら事件の事務処理全般について効率化、迅速化を図るものである。少年事件に相当する部分については平成30

年度に開発を、翌令和元年度に導入を完了し、簡易裁判所の民事事件及び督促事件、高等裁判所及び簡易裁判所の刑事事件に相当する部分については令和元年度に開発を、翌令和2年度から令和3年度にかけて導入を完了し、いずれも全国で運用中である。なお、簡易裁判所の民事事件及び督促事件部分については、令和6年度にe事件管理システムが運用を開始したことに伴い、全国の簡易裁判所で稼働を終了した。

## (6) 裁判手続のデジタル化

### ア 民事訴訟手続のデジタル化

内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」の平成30年3月30日付け報告書の内容等も踏まえて、民事訴訟手続のデジタル化の取組を進めており、令和2年2月から順次、民間のクラウドサービスを利用して、ウェブ会議等のツールを活用した争点整理の運用を進め、令和4年11月以降は全ての高等裁判所及び地方裁判所（いずれも本庁及び支部を含む。）で同運用を実施しており令和6年1月からは簡易裁判所においても運用を開始した。また、民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム）を開発し、関連する最高裁判所規則を制定した。同システムについては、現在、全ての高等裁判所及び地方裁判所で運用している。

なお、民事訴訟手続のデジタル化に向けたシステム面の検討については、民事訴訟手続の全面デジタル化を実現するためのシステムの全体構想の検討を進めているところ、この全面デジタル化実現に向けた環境整備を段階的に進めていくために、令和4年4月から、法改正を経ることなく実現可能な裁判所職員向けのe事件管理システムの開発（第1次開発）を行い、令和6年度に最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の全庁で運用を開始した。また、令和4年5月に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律による民事訴訟法の改正に対応するため、令和5年4月から、民事訴訟手続全体のデジタル化（電子提出の一般化や電子記録の閲覧、裁判所による電子記録の管理等）に向けた開発（第2次開発）を行っているところである。

### イ 刑事手続のデジタル化

刑事手続のデジタル化については、令和5年12月に、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会において、要綱（骨子）案が取りまとめられ、令和6年2月の法制審議会（総会）において要綱（骨子）が採択されて、法務大臣への答申がされたところであり、今年の通常国会に刑事訴訟法などの改正案が提出される見込みである。また、令和6年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、2026年度（令和8年度）中に新たなシステムを利用した運用の一部開始を目指すとされている。

最高裁においては、令和5年度、民間業者の技術支援を受け、関係機関との協議を重ねつつ、刑事手続のデジタル化に関するシステム面の検討（要件定義）を進め、令和6年度からは具体的なシステム開発を開始したところである。

### ウ 民事非訟事件手続・家事事件手続等のデジタル化

家事事件手続等のデジタル化について、令和4年5月18日に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律において、人事訴訟におけるウェブ会議による口頭弁論を可能とする規律や、ウェブ会議による期日において離婚等の和解や調停の成立を可能と

する規律が導入され、これらの規律は令和7年3月1日から施行等される。

現行法下におけるウェブ会議の利用について、家事調停手続、家事審判手続、人事訴訟の争点整理手続及び家裁調査官の調査のいずれについても、既に全国的に運用が開始されている。

また、各手続におけるオンライン提出、事件記録の電子化等については、令和5年6月に、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立したため、要件定義作業を行い、令和7年度からシステム開発を開始する予定である。

## 2 司法行政事務等

司法行政事務等における主要な電算機処理システムの概要は、以下のとおりであり、この令和7年度の予算総額は、約11百万円となっている。

### ・ 検察審査員候補者名簿管理システム

検察審査員候補者の各種データをシステム上で管理することにより、名簿管理、資格審査、選定、各種帳票作成等、検察審査員等の選定事務処理について効率化、迅速化するものであり、平成20年度に全国の地方裁判所本庁所在地の検察審査会事務局（複数あるときは第一）及び裁判員裁判取扱支部所在地の検察審査会事務局に導入し、運用中である。

## 3 ネットワーク化

ネットワーク化の進展状況は、以下のとおりであり、令和7年度の予算総額は、約11,446百万円となっている。

### (1) 司法情報通信システム

全国に組織機構を展開する裁判所において、各種裁判情報の共有、司法行政事務の効率化を図るための裁判所間の情報通信ネットワーク基盤である。裁判所内にLANを構築するとともに、全国の裁判所に設置した通信端末を通信回線により接続し、最高裁判所の各種データベースへのアクセスを可能とするほか、各種業務システムの電算機処理システムの通信基盤となっている。

### (2) 外部通信ネットワーク

裁判所の情報システムが保有する情報には、高度な秘匿性が求められるものが含まれており、その情報が漏えいするといったセキュリティ上のリスクを回避するため、安全にインターネットアクセスが可能となるウェブセキュリティサービスを利用している。

### (3) 最高裁判所汎用受付等システム

財務省会計センターの歳入金電子納付システム（以下「REPS」という。）との連携基盤として機能しているシステムであるが、裁判所の督促手続オンラインシステムや保管金事務処理システムとREPSとの電子納付情報等のやり取りを中継し、督促手続オンラインシステムを利用した申立てに係る手数料等の電子納付や裁判所における保管金の電子納付を実現している。

### (4) 保管金事務処理システム

REPS等と連携して、裁判所が取り扱う保管金の電子処理を可能にするシステムで

ある。事件当事者等の利便性の大幅な向上と、事務処理の迅速化及び効率化を図るものであり、これまでに全ての裁判所に導入し、運用を行っている。

(5) 督促手続オンラインシステム

簡易裁判所に対し書面で申し立てられている支払督促事件のうち、定型的な処理が可能なものについてインターネットを利用した申立てを可能とし、手続全体をオンライン化し、申立人の利用の便を図るとともに、裁判所の業務を集中的に処理するシステムである。平成18年度から本格稼働を開始し、平成22年11月に全国での利用が可能となった。

年度別裁判員制度関連予算とその内訳及び執行額とその内訳  
 予算額とその内訳 (単位:百万円)  
 ※ いずれも当初予算額

1 裁判員等の日当・旅費

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
808	772	745	688	665	680	643	639	639	642	593

2 その他裁判員制度施行準備・運営経費

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
871	1,033	938	932	1,049	1,004	1,190	947	876	820	683

(主な経費)

H27	
広報経費	23
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	9
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	40
裁判員候補者通知発送委託費	51
アンケート等選任手続検証経費	10
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	140
裁判員量利検索データ整備経費	18
音声認識システム整備経費	110
法廷等IT機器整備等経費	218
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	4
H28	
広報経費	22
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	7
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	39
裁判員候補者通知発送委託費	41
アンケート等選任手続検証経費	8
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	357
裁判員量利検索データ整備経費	16
音声認識システム整備経費	102
法廷等IT機器整備等経費	209
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	4
H29	
広報経費	22
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	7
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	41
裁判員候補者通知発送委託費	38
アンケート等選任手続検証経費	8
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	162
裁判員量利検索データ整備経費	142
音声認識システム整備経費	102
法廷等IT機器整備等経費	209
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	4
H30	
広報経費	20
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	5
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	26
裁判員候補者通知発送委託費	38
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	157
裁判員量利検索データ整備経費	42
音声認識システム整備経費	240
法廷等IT機器整備等経費	187
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	4
R1	
広報経費	69
インターネット関連広報経費	54
広報用ツール経費	5
各種説明会等経費	10
コールセンター業務委託費	26
裁判員候補者通知発送委託費	39
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	174
裁判員量利検索データ整備経費	11
音声認識システム整備経費	230
法廷等IT機器整備等経費	266
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	2

R2		
広報経費		17
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	5
	各種説明会等経費	6
コールセンター業務委託費		25
裁判員候補者通知発送委託費		48
アンケート等選任手続検証経費		5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		277
裁判員量刑検索データ整備経費		28
音声認識システム整備経費		91
法廷等IT機器整備等経費		291
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2
R3		
広報経費		15
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	3
	各種説明会等経費	6
コールセンター業務委託費		21
裁判員候補者通知発送委託費		60
アンケート等選任手続検証経費		5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		448
裁判員量刑検索データ整備経費		37
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		298
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2
R4		
広報経費		11
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	1
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		21
裁判員候補者通知発送委託費		52
アンケート等選任手続検証経費		5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		248
裁判員量刑検索データ整備経費		14
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		298
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2
R5		
広報経費		11
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	0
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		21
裁判員候補者通知発送委託費		52
アンケート等選任手続検証経費		4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		207
裁判員量刑検索データ整備経費		13
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		298
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2
R6		
広報経費		11
	インターネット関連広報経費	8
	広報用ツール経費	0
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		21
裁判員候補者通知発送委託費		41
アンケート等選任手続検証経費		3
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		195
裁判員量刑検索データ整備経費		58
音声認識システム整備経費		69
法廷等IT機器整備等経費		246
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2
R7		
広報経費		8
	インターネット関連広報経費	5
	広報用ツール経費	0
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		20
裁判員候補者通知発送委託費		46
アンケート等選任手続検証経費		3
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		207
裁判員量刑検索データ整備経費		46
音声認識システム整備経費		0
法廷等IT機器整備等経費		167
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2

年度別裁判員制度関連予算とその内訳及び執行額とその内訳

執行額とその内訳 (単位:百万円)

※ 他の経費と合わせて執行しているため支出額の算出が困難なものを除く

1 裁判員等日常旅費

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
707	630	625	635	562	585	582	531	565

2 その他裁判員制度施行準備・運営経費  
(主な経費)

H27	
広報経費	23
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	8
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	23
裁判員候補者通知発送委託費	25
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	131
裁判員量刑検索データ整備経費	12
音声認識システム整備経費	110
法廷等IT機器整備等経費	215
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H28	
広報経費	20
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	5
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	23
裁判員候補者通知発送委託費	33
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	354
裁判員量刑検索データ整備経費	13
音声認識システム整備経費	102
法廷等IT機器整備等経費	212
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H29	
広報経費	19
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	4
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	20
裁判員候補者通知発送委託費	34
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	167
裁判員量刑検索データ整備経費	82
音声認識システム整備経費	102
法廷等IT機器整備等経費	209
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H30	
広報経費	20
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	5
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	19
裁判員候補者通知発送委託費	48
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	161
裁判員量刑検索データ整備経費	29
音声認識システム整備経費	246
法廷等IT機器整備等経費	179
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
R1	
広報経費	47
インターネット関連広報経費	40
広報用ツール経費	4
各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費	16
裁判員候補者通知発送委託費	52
アンケート等選任手続検証経費	4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	181
裁判員量刑検索データ整備経費	9
音声認識システム整備経費	166
法廷等IT機器整備等経費	142
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1

R2		
広報経費		14
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	3
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		16
裁判員候補者通知発送委託費		45
アンケート等選任手続検証経費		4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		278
裁判員量刑検索データ整備経費		13
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		298
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		1
R3		
広報経費		9
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	1
	各種説明会等経費	2
コールセンター業務委託費		17
裁判員候補者通知発送委託費		39
アンケート等選任手続検証経費		4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		319
裁判員量刑検索データ整備経費		35
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		298
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		1
R4		
広報経費		10
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	0
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		18
裁判員候補者通知発送委託費		40
アンケート等選任手続検証経費		3
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		245
裁判員量刑検索データ整備経費		13
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		298
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2
R5		
広報経費		10
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	0
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		13
裁判員候補者通知発送委託費		33
アンケート等選任手続検証経費		3
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		196
裁判員量刑検索データ整備経費		8
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		298
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2

## 103. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和7年1月調査）

## ○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年4月4日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>裁判所としては、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不断に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまでも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところである。</p> <p>また、専門的知見その他必要な知識・技法の習得及び力量の向上のため、争点整理、合議等の審理の在り方や専門的な知見を要する分野等について、裁判官を対象とする研究会を実施するなどしてきたところであり、引き続き、充実した研修の実施に努めたい。</p>
<p>二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。</p>	<p>検討中</p>	<p>裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が</p>

		適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。
三 令和二年四月十六日、令和三年四月六日及び令和五年四月六日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて検討していくこと。	検討中	・裁判所としては、引き続き、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人をできるだけ多く裁判官に採用できるよう努めるとともに、判事補の定員について、今後の事件動向や充員の見込み等を踏まえて検討を続けてまいりたい。
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	検討中	法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。
五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。	一部措置済み (令和7年)	裁判所としては、裁判手続等のデジタル化に伴って合理化・効率化される事務処理の在り方などについて検討を進めているところであり、引き続き裁判手続等のデジタル化の状況なども踏まえて、必要な人的態勢の整備に努めてまいりたい。また、裁判官以外の裁判所職員に関しては、実際の超過勤務の把握に努め、適切な労働環境を整えてきたところであるが、これに加えて、最高裁では令和7年1月から勤務時間を管理するシステムを導入したところである。
六 両親の離婚時における子の利益確保の要請等への対応の必要性、子をめぐる事件を始めとした家事事件の複雑化・困難化の動向等を踏まえ、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、家庭裁判所の人的・物的体制の整備を進めること。	検討中	裁判所としては、子をめぐる事件を含む家事事件の事件動向や事務処理状況等を踏まえながら、家庭裁判所に期待される役割を適切に果たせるよう、家庭裁判所の人的・物的態勢の整備を進めてまいりたい。
七 裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。子育て、介護等について仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。	一部措置済み (令和6年)	裁判所としては、全ての職員が心身ともに健康的に働けることができるよう、健康診断や面接指導、ストレスチェックを実施しているほか、カウンセラーによる相談態勢の整備や健康に関する知識付与等にも取り組んでいる。 また、職員の育児・介護等にかかる状況を把握するとともに、両立支援制度を周知、説明し、育児・介護に伴う休暇・

		休業等の計画的な取得を促すなど、育児・介護と仕事の両立支援制度の取得促進を図っている。
八 地域の人口及び交通状況等の推移や事件動向、裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、地域の実情に即した、国民の裁判所へのアクセスの向上を図るため、適切な人的・物的体制の整備に努めること。	検討中	裁判所としては、人口動態、交通事情の変化、裁判所で取り扱う事件数の動向等を考慮の上、裁判手続等のデジタル化の状況なども踏まえ、国民の裁判所へのアクセスの向上を図るため、引き続き適切な人的・物的態勢の整備に努めてまいりたい。

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年5月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 施行後の本法の運用状況について公表するとともに、諸外国における子の養育に関する法制の動向等も踏まえ、本法による改正後の家族法制による子の利益の確保の状況、親権者の指定等における父母の真意の反映の程度、DVや児童虐待等を防止して親子の安全・安心を確保するものとなっているか等について不断に検証し、必要に応じて法改正を含むさらなる制度の見直しについて検討を行うこと。</p>		
<p>二 法務省及び最高裁判所は本改正に係る国会審議において、特に、①合意がない場合に父母双方を親権者とする事への懸念、②親権者変更、③子の居所指定、④過去のDV・虐待の取扱いについての対応、⑤DV・虐待のおそれに関する質疑があったことを含めて、立法者の意思に係るものとして、父母の協議や裁判所における判断に当たって十分理解されるよう、その内容の周知に最大限努力を尽くすものとする。</p>	<p>一部措置済み (令和6年度)</p>	<p>裁判官等に対し、改正の内容等の周知をしたことに加え、法務省の立法担当者による改正法についての講演を実施し、当該講演の動画を配信したほか、改正法の趣旨・内容について理解を深める裁判官の研究会を実施するなどして、立法時の議論や改正の趣旨等について周知した。また、今後、関係府省庁において作成することが予定されている改正法の解説資料等を裁判官等に周知することを含め、改正の内容等の周知のための施策を引き続き実施する予定である。</p>
<p>三 子の権利利益を保護するための父母の責務の明確化等の本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、国民、関係府省庁はもとより、児童扶養手当等の事務を行う地方公共団体及び共同親権の導入により大きく影響を受ける学校及び病院を始めとした関係機関等に正確に伝わるよう、周知広報の徹底に努めること。特に、親権の単独行使の対象となる民法第八百二十四条の二各項目の「急迫の事情」、「監護及び教育に関する日常の行為」、「特定の事項」及び第七百六十六条第一項の「子の監護の分掌」等の概念については、その意義及び具体的な類型等をガイドライン等により明らかにすること。ガイドラインの策定等に当たり、DV・虐待などに係る知見等を踏まえることや、DV被害者等の意見を参考にすること。</p>		
<p>四 改正内容の周知に当たっては、親権の行使を受ける側、特に医療や教育など、それぞれの場において適切な処理がなされるよう、分野ごとに個別に必要な取組を行うこと。また、当局からの情報提供に当たっては、Q&amp;A方式等、受け手に分かりや</p>		

<p>すく伝わりやすい工夫を心掛けるとともに、国民の疑問等に答えられるよう留意すること。</p>		
<p>五 子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。</p>		
<p>六 父母の別居や離婚に伴う子の養育をめぐる事件の審理に関し、特に子の権利利益を保護する観点に留意し、子の安全や安心、適時な親権行使の確保への配慮のほか、当事者、特に子の意見を適切に聴取しこれを尊重することを含め適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和6年度)</p>	<p>これまでも子の養育をめぐる事件の審理に当たり、子の監護の安全や安心への配慮等を含めた適切な審理運営について様々な研究会や研修を実施してきたところ、令和6年度においても、裁判官を対象として、子の監護養育をめぐる事件におけるDV及び児童虐待についての共同研究や、外国における別居・離婚後の親権、児童虐待・DVへの法的対応等についての講義を内容とする研究会を実施したほか、子の権利利益を保護する観点も含め、改正法の趣旨・内容について理解を深める研究会を実施した。また、家庭裁判所調査官を対象として、安全をはじめとする子のニーズに着目した子の監護者指定等をめぐる事件の調査事務や、DV・虐待、子の意向・心情等を含む考慮要素の整理を踏まえた親子交流をめぐる事件の調査事務、DV及び児童虐待を含む夫婦間紛争が子の精神発達に及ぼす影響についての研修等を行った。改正法の施行を見据えて、今後も、このような研究会や研修を引き続き実施するほか、改正法の趣旨・内容の理解に資する協議会を設けていく予定である。</p>
<p>七 離婚後の養育費の受給や親子交流等が適切に実施されるよう、我が国における養育費・親子交流等に関する実状調査のほか、諸外国における運用状況に関する調査研究等も踏まえ、養育費・婚姻費用について裁判実務で用いられている標準算定表を参照して取り決められる額が適正なものとなるための配慮等を含め、国自らによる取組の在り方に加え、民間の支援団体や地方公共団体の取組等への支援の在り方</p>		

<p>について検討を行うこと。また、公的機関による養育費の立替払い制度など、養育費の履行確保のさらなる強化について検討を深めること。</p>		
<p>八 父母による子の養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう、父母の一方及び子に不相当な負担や心理的負荷を生じさせないことを確保しつつ、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援、ADRの利便性の向上など、関係府省庁及び地方公共団体等と連携して必要な施策の検討を図ること。</p>		
<p>九 改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びDV・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴い、①家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員、②被害当事者及び支援者の協力を得ることなどにより、DV・虐待加害者及び被害者の心理の理解を始めとする適切な知見の習得等の専門性の向上、③調停室や児童室等の増設といった物的環境の充実、オンラインによる申立てやウェブ会議の利用の拡大等による裁判手続の利便性の向上、子が安心して意見陳述を行うことができる環境の整備など、必要な人的・物的な体制の整備に努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>裁判所としては、事件動向や事務処理状況のほか、改正法の各規定の趣旨・内容を踏まえた適切な審理運用の在り方や改正家族法が各家庭裁判所における事件処理に与える影響等も踏まえながら、家庭裁判所に期待される役割を適切に果たせるよう、家庭裁判所の人的・物的態勢の整備に努めてまいりたい。</p>
<p>十 司法手続における利用者負担の軽減を図るため、法テラスによる民事法律扶助、DV等被害者法律相談援助や地方公共団体における支援事業など、関係機関との連携を一層強化し、必要な施策の充実に努めること。</p>		
<p>十一 DV及び児童虐待が身体的な暴力に限られないことに留意し、DVや児童虐待の防止に向けて、リスクアセスメントも活用しつつ、被害者支援の一環としての加害者プログラムの実施の推進を図ることを含め、当委員会での確認事項を反映させた上で関係機関と連携して被害者の保護・支援策を適切に措置すること。また、居住地や勤務先・通学先等が加害者に明らかになること等によるDV被害や虐待の継続、SNSなどインターネット上の誹謗中傷や濫訴等の新たな被害の発生を回避するための措置を検討すること。</p>		
<p>十二 親権者の指定や親子交流等が子の利益のため適切に行われるようにするため、DV及び児童虐待の被害又はそれらのおそれの有無についての認定が適切に行われるよう、必要な研修その他の取組を行うこと。また、父母が互いの親子交流を尊重し、これを妨げる行為を防止する措置等について検討すること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年度)</p>	<p>これまでも子の養育をめぐる事件の審理に当たり、子の監護の安全や安心への配慮等を含めた適切な審理運営について様々な研究会や研修を実施してきたところ、令和6年度においても、裁判官を対象として、子の監護養育をめぐる事件にお</p>

		<p>けるDV及び児童虐待についての共同研究や、外国における別居・離婚後の親権、児童虐待・DVへの法的対応等についての講義を内容とする研究会を実施したほか、子の権利利益を保護する観点も含め、改正法の趣旨・内容について理解を深める研究会を実施した。また、家庭裁判所調査官を対象として、安全をはじめとする子のニーズに着目した子の監護者指定等をめぐる事件の調査事務や、DV・虐待、子の意向・心情等を含む考慮要素の整理を踏まえた親子交流をめぐる事件の調査事務、DV及び児童虐待を含む夫婦間紛争が子の精神発達に及ぼす影響についての研修等を行った。改正法の施行を見据えて、今後も、このような研究会や研修を引き続き実施するほか、改正法の趣旨・内容の理解に資する協議会を設けていく予定である。</p>
<p>十三 本法により離婚時の財産分与に係る請求期限が二年から五年となることを踏まえ、二年となっている離婚時の年金分割に係る請求期限の延長について早急に検討を行うこと。</p>		
<p>十四 本法の下で新たな家族法制が円滑に施行され、子の利益を確保するための措置が適切に講じられるよう、関係府省庁等が連携して必要な施策を実施するための関係府省庁の連絡会議を設置するなどの体制整備を進めること。また、本法の施行に伴い、税制、社会保障制度、特に、児童の健全育成、子育てを支援する児童福祉を始めとする社会福祉制度等への影響がある場合には、子に不利益が生じることがないよう、関係府省庁が連携して必要な対応を行うこと。</p>		
<p>十五 改正法が国民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、本法の施行に先立って、子の利益の確保を図るために必要な運用開始に向けた適切な準備を丁寧に進めること。</p>		

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年4月6日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、 令和6年）</p>	<p>裁判所としては、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不断に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまでも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところである。</p> <p>また、専門的知見その他必要な知識・技法の習得及び力量の向上のため、争点整理、合議等の審理の在り方や専門的な知見を要する分野等について、裁判官を対象とする研究会を実施するなどしてきたところであり、引き続き、充実した研修の実施に努めたい。</p>
<p>二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。</p>	<p>一部措置済み （令和6年）</p>	<p>裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。</p>
<p>三 令和二年四月十六日及び令和三年四月六日の当委員会における各附帯決議等を踏</p>		<p>裁判所としては、引き続き、裁判官にふさわしい資質・能</p>

<p>まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。</p>	<p>検討中</p>	<p>力を備えた人をできるだけ多く裁判官に採用できるよう努めるとともに、判事補の定員について、今後の事件動向や充員の見込み等を踏まえて検討を続けてまいりたい。</p>
<p>四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。</p>
<p>五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和7年)</p>	<p>裁判所としては、裁判手続等のデジタル化に伴って合理化・効率化される事務処理の在り方などについて検討を進めているところであり、引き続き裁判手続等のデジタル化の状況なども踏まえて、必要な人的態勢の整備に努めてまいりたい。また、裁判官以外の裁判所職員に関しては、実際の超過勤務の把握に努め、適切な労働環境を整えてきたところであるが、これに加えて、最高裁では令和7年1月から勤務時間を管理するシステムを導入したところである。</p>
<p>六 社会の耳目を集めた事件の事件記録が特別保存に付されることなく廃棄されていたことを踏まえ、今後の事件記録の十分な管理体制の確立に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年度)</p>	<p>令和5年5月に本件に関する調査報告書を公表し、将来にわたって記録の保存・廃棄の適切な運用を確保するため、同年11月に、「事件記録等の特別保存に関する規則」を制定し、歴史的・社会的意義を有する記録を適切に特別保存に付す基本的な仕組みを構築した。同規則は令和6年1月30日付けで施行され、施行に合わせて規則の運用の細目を定める通達を整備し、事件記録を特別保存に付す全国一律の認定プロセス等を定め、全国の裁判所において新規則等に基づく新運用を開始した。また、国民の意見や公文書の管理等に関する知見等も取り込んだ仕組みとするため、同規則で最高裁に設置することとした「記録の保存の在り方に関する委員会」についても、規則施行に合わせて委員会を発足させ、令和6年末までに3回開催されている。</p>

	<p>加えて、各裁判所で事件記録等が廃棄未了となっている事件にも新運用を遡及的に適用することとし、現在、各裁判所において新たな基準や認定プロセスに沿って特別保存に付する認定を行う遡及適用事務が進められている。</p>
--	--

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（令和5年4月13日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即した民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化を可能な限り早期に実現するため、本法の全面施行については、慎重かつ丁寧な審理の妨げとならないよう、また裁判所職員及び当事者等に対し過度な負担とならないよう配慮しつつも速やかに適切な時期の施行に向けた検討を進めるよう努めること。</p>		
<p>二 民事関係手続等のみならず、刑事事件及び少年事件の手続においても、被告人等の人権保障に十分配慮した上で、情報通信技術の活用が迅速に実現されるよう、より一層の検討に努めること。</p>		
<p>三 裁判所の電子情報処理組織を構築するにあたっては、サイバー攻撃などで事件記録が流出して事件関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>裁判所の電子情報処理組織について、適切なセキュリティ水準を確保するという観点からは、  <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>  <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>の適切な措置を講じる予定である。          また、代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるようにするという観点からは、  <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>  <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>を検討しており、こうした検討に際しては、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聴取していく予定である。</p>
<p>四 IT技術が進展する中、ウェブ会議における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止に向けて不断の検討及び対応に努めること。</p>	<p>一部措置済み          (令和6年度)</p>	<p>民事訴訟規則等の一部を改正する規則を制定し、民事執行の手続や破産手続等においても、当事者等がウェブ会議等の方法により手続に参与する際には、裁判所は、通話者の所在する場所の状況がウェブ会議等によって手続を実施するために適切</p>

	<p>なものであることを確認しなければならない旨の規定を新設するなどしたところであり、ウェブ会議に関する規定の施行に向けて、適切な運用が行われるように努めたい。</p> <p>デジタル証拠の漏洩や改ざんを防止する方策としては、裁判所の情報処理組織について適切なセキュリティ水準を確保することができるよう、検討を進めているところである。</p>
<p>五 代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。</p>	

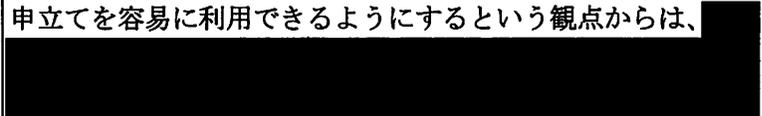
○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年5月9日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 位置測定端末の規格の設定等に当たっては、位置測定端末を装着していることができるだけ外部から目立たず、身体の動きを極力妨げないものとする等、保釈中の被告人のプライバシーの保護及び行動の自由等に十分に配慮したものとする。	検討中	改正法の施行（公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、附帯決議の趣旨等を踏まえつつ、位置測定端末の開発等について検討を行っている。
二 位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努めること。	検討中	改正法の施行（公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、附帯決議の趣旨等を踏まえつつ、位置測定端末を装着した被告人が所在禁止区域へ立ち入った場合の運用の在り方について検討を行っている。
三 保釈中の被告人に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる者及び閲覧することができる場合を限定した趣旨に鑑み、閲覧設備の運用に当たっては、端末位置情報が漏出することがないように適切な措置を講ずること。	検討中	改正法の施行（公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、附帯決議の趣旨等を踏まえつつ、端末位置情報の閲覧に関する運用について検討を行っている。
四 位置測定端末装着命令を受けた被告人の数や装着を終了した人数等、位置測定端末装着命令制度の概括的な運用状況を公表すること。	検討中	改正法の施行（公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、附帯決議の趣旨等を踏まえつつ、位置測定端末装着命令制度の運用状況の公表の在り方について検討を行っている。
五 位置測定端末装着命令制度について、その対象範囲を、被告人の国外逃亡を防止するために真に必要なと認められるとき以外に拡大しないよう厳格に運用すること。	検討中	改正法の施行（公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、附帯決議の趣旨等を踏まえつつ、位置測定端末装着命令制度の運用の在り方について検討を行っている。
六 監督者を選任して行う保釈については、監督者として選任される者にとって過度の負担にならないよう留意するとともに、監督者を得られないことを理由として保釈される場合が限定されないことがないように、制度の趣旨を周知すること。		
七 本改正における逃亡防止措置の新設の趣旨を踏まえ、被告人や刑が確定した者等		

の身柄の確保及び護送等の場における逃亡防止に万全を期すとともに、必要な体制の整備に努めること。		
八 犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の運用に当たっては、性犯罪の被害者等の権利の保護という目的の実現を図るとともに、公判における被告人の防御に実質的な不利益が生ずることがないように、被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するよう努めること。		

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年5月17日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。</p>	<p>一部措置済み （令和4年度、令和5年度、令和6年度）</p>	<p>裁判所においては、改正法の施行前の段階から、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理手続の運用を実施したり、電子提出の先行実施として、民事裁判書類電子提出システム（通称「mints（ミンツ）」）の運用を開始し、その運用庁を順次拡大したりしてきた。 また、令和6年3月からは、ウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始している。 このような取組を通じて、電子化に向けた環境整備を進めている。</p>
<p>二 訴訟手続の電子化を円滑に進めることが利用者の利益になるという観点から、施行後五年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。</p>		
<p>三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。</p>		
<p>四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかかわり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。</p>		
<p>五 裁判所の電子情報処理組織を構築するに当たっては、サイバー攻撃などで訴訟記録が流出して訴訟関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>裁判所の電子情報処理組織について、適切なセキュリティ水準を確保するという観点からは、 [Redacted] の適切</p>

		<p>な措置を講じる予定である。</p> <p>また、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるようにするという観点からは、    を検討しており、こうした検討に際しては、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聴取していく予定である。</p>
六 訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。	検討中	<p>裁判所としては、電子化された記録の特性等を踏まえ、電子化に伴う記録の保存期間の在り方について検討を進めているところである。また、民事事件の判決書の利活用に関しては、法務省において、令和7年常会に「民事裁判情報の活用の促進に関する法律案」が提出される予定と承知しているところ、同法律案が成立すれば、最高裁として、民事裁判情報の提供など適切な協力をしていく予定である。</p>
七 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。		
八 口頭弁論等における当事者等のウェブ会議による参加については、当事者や証人へのなりすましを防止すること及び第三者からの不当な影響を排除すること並びにウェブ会議の録音・録画を防止することを確保できるよう努めること。	一部措置済み (令和4年度、令和5年度、令和6年度)	<p>民事訴訟規則等の一部を改正する規則を制定し、当事者がウェブ会議等の方法により口頭弁論等の手続に参加する際には、裁判所は、通話者の所在する場所の状況がウェブ会議等によって手続を実施するために適切なものであることを確認しなければならない旨の規定を新設しており、令和6年3月に開始されたウェブ会議を用いた口頭弁論の下においては、こうした規定に基づき、適切な運用が行われている。</p>
九 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。		
十 訴訟手続の電子化を速やかに実現させるため、裁判所の必要な人的態勢の整備及	一部措置済み	<p>裁判所としては、訴訟手続の電子化に向けて検討を進めて</p>

<p>び予算の確保に努めること。</p>	<p>(令和5年、令和6年)</p>	<p>いるところであり、令和5年度に引き続き令和6年度においても、裁判手続等のデジタル化を推進するために裁判所事務官の増員を行い、必要な予算を確保したところである。引き続き必要な人的態勢の整備及び予算の確保に努めてまいりたい。</p>
<p>十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。</p>	<p>検討中</p>	<p>(最高裁判所)法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成される民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会の分科会である「障害者の民事司法へのアクセス拡充に関するワーキンググループ」において、民事裁判手続のIT化等の動向も踏まえつつ、現行制度における課題・対応策について、必要な検討を進めている。</p>
<p>十二 附則第二百二十六条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。</p>		

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年12月8日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の日前に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から一年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。</p>		
<p>二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくするための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。</p>		
<p>三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周知すること。</p>	措置済み（令和5年度、令和6年度）	<p>これまでも、DV等の事案については、各家庭裁判所において、当事者が裁判所で接触することがないように様々な配慮をしてきたところであるが、改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、今後とも当事者に対する教示が遺漏なく行われるよう改めて注意喚起した。また、住所等の相手方に知られると支障を生ずる情報については、これまでも、手続案内時等において、当該情報を相手方に開示しないことを希望する申出ができることを教示するなどして適切に対応してきたところであるが、令和5年2月20日に施行された当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度の説明について裁判所ウェブサイトに掲載して周知した。</p>
<p>四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継続して検証し、必要に応じて、嫡出推定制度等について更なる検討を行うこと。</p>		
<p>五 国籍法第三条の改正により、国籍取得後に事実と反する認知が明らかとなった場合には、認知の無効を争うことができなくなった後であっても当該認知された子の国籍取得が当初から無効であったこととなり日本国籍が認められなくなることを踏まえ、無国籍者の発生防止・削減の観点や日本人として生活していた実態</p>		

<p>等を十分に勘案して、当該子の法的地位を速やかに安定させるよう、帰化又は在留資格の付与に係る手続において柔軟かつ人道的な対応を行うこと。</p>		
<p>六 政府は、本法施行後、国籍取得後に事実と反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握し、必要に応じて、それに伴う課題等の有無を検討すること。</p>		
<p>七 民法の懲戒権の規定に関しては、児童虐待の口実として使われることを防止するために当該規定の削除等が行われることを踏まえ、体罰等は許されないという認識を社会全体で共有するために積極的かつ細やかな広報活動を行うなど、本改正の趣旨についての周知徹底及び関係機関との連携に努めること。</p>		

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年4月6日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、その上で、目標達成に必要な範囲で削減を含め裁判官の定員管理を行うこと。</p>	<p>一部措置済み （令和3年、令和4年、令和5年、令和6年）</p>	<p>裁判所としては、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不断に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまでも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところであり、令和6年度においても、事件動向等を注視し、適正迅速な事件処理に支障を来すことのないよう、必要な人員配置を行った。</p>
<p>二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。</p>	<p>一部措置済み （令和6年）</p>	<p>裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。</p>
<p>四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。</p>	<p>一部措置済み （令和4年、令和6年）</p>	<p>法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。</p>

<p>五 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小を含む必要な取組を進めること。</p>		
<p>六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年)</p>	<p>裁判所としては、子をめぐる事件を含む家事事件の事件動向等を踏まえ、適正迅速な裁判の実現のため、繁忙庁を中心に適正な人員配置等の必要な体制整備を図ったところであるが、今後も必要な体制整備を図ってまいりたい。</p>

(追加)

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年4月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化について、引き続き、その実情を把握し、必要な対応を行うとともに、訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組んだ上で、目標達成に必要な範囲で裁判官の定員管理を行うこと。</p>	<p>一部措置済み（令和2年、令和3年、令和4年、令和5年、令和6年）</p>	<p>これまでも、裁判所としては、裁判官や弁護士との意見交換等の機会を捉えて実情把握に努めつつ、争点中心型の審理の実践や多角的な検討が可能となる合議体による審理の充実・活用のための方策等につき裁判官による協議会等において協議を行うとともに、金融・経済、医療、建築、IT等の専門分野について、裁判官を対象とする研究会を実施するなどしてきた。また、裁判所は、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不断に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまでも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところであり、令和6年度においても、事件動向等を注視し、適正迅速な事件処理に支障を来すことのないよう、必要な人員配置を行った。</p>
<p>二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。</p>	<p>一部措置済み（令和3年、令和6年）</p>	<p>裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定</p>

		である。
四 現在の法曹養成制度の下での法曹志望者の減少が法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	一部措置済み (令和4年、 令和6年)	法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。
六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。	一部措置済み (令和2年、 令和3年、令 和4年、令和 5年、令和6 年)	裁判所としては、子をめぐる事件を含む家事事件の事件動向等を踏まえ、適正迅速な裁判の実現のため、繁忙庁を中心に適正な人員配置等の必要な体制整備を図ったところであるが、今後も必要な体制整備を図ってまいりたい。

本資料の令和5年度証人等調べの人数及び録音反訳率（番号43）について、昨年提供させていただいた際は下記1のとおり記載しておりましたが、一部庁において計上すべき案件を誤っていたことが判明しましたので、今回、同記載を下記2のとおり訂正の上、提供いたします。

#### 記

#### 1 昨年

令和5年度（※）	証人等調べの人数（刑事）	54,834人
	同（民事・刑事合計）	81,977人
	録音反訳率（刑事）	16.90%
	同（民事・刑事合計）	37.47%

※12月末現在（金沢地家裁は11月末現在）

#### 2 今回

令和5年度（※）	証人等調べの人数（刑事）	54,873人
	同（民事・刑事合計）	82,016人
	録音反訳率（刑事）	16.89%
	同（民事・刑事合計）	37.45%

※12月末現在（金沢地家裁は11月末現在）

なお、今回の報告においては、令和5年度分は令和5年4月から令和6年3月までの1年分の集計値となっているため、上記数値とは異なります。